【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

 【提出先】
 関東財務局長

 【提出日】
 平成25年11月20日

【四半期会計期間】 第92期第2四半期(自 平成25年7月1日 至 平成25年9月30日)

【会社名】 株式会社千葉興業銀行

【英訳名】The Chiba Kogyo Bank, Ltd.【代表者の役職氏名】取締役頭取 青柳 俊一

【本店の所在の場所】 千葉市美浜区幸町2丁目1番2号

【事務連絡者氏名】 執行役員経営企画部長 伊藤 広成

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区日本橋堀留町2丁目3番3号 堀留中央ビル5階

株式会社千葉興業銀行 東京事務所

【電話番号】 東京(03)5695局1511番(代表)

【事務連絡者氏名】 東京事務所長 鈴木 和弘 【縦覧に供する場所】 株式会社千葉興業銀行 東京支店

(東京都中央区日本橋堀留町2丁目3番3号 堀留中央ビル5階)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

当行は、特定事業会社(企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社)に該当するため、第2四半期会計期間については、中間(連結)会計期間に係る主要な経営指標等の推移を掲げております。

(1) 最近3中間連結会計期間及び最近2連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

		平成23年度 中間連結会計期間	平成24年度 中間連結会計期間	平成25年度 中間連結会計期間	平成23年度	平成24年度
		(自 平成23年 4月1日 至 平成23年 9月30日)	(自 平成24年 4月1日 至 平成24年 9月30日)	(自 平成25年 4月1日 至 平成25年 9月30日)	(自 平成23年 4月1日 至 平成24年 3月31日)	(自 平成24年 4月1日 至 平成25年 3月31日)
連結経常収益	百万円	25,934	26,329	26,164	52,416	53,990
連結経常利益	百万円	4,985	5,883	5,725	9,859	11,046
連結中間純利益	百万円	4,129	4,813	4,196		
連結当期純利益	百万円				8,066	8,675
連結中間包括利益	百万円	1,915	4,124	3,685		
連結包括利益	百万円				8,543	16,482
連結純資産額	百万円	128,050	137,382	123,471	134,678	181,741
連結総資産額	百万円	2,303,304	2,380,835	2,383,522	2,312,063	2,405,813
1株当たり純資産額	円	818.12	1,000.49	1,272.95	920.33	1,207.85
1株当たり中間純利益金額	円	81.50	95.01	78.85		
1株当たり当期純利益金額	円				131.19	137.11
潜在株式調整後1株当たり 中間純利益金額	円	35.95	41.91	34.75		
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額	円				65.70	64.63
自己資本比率	%	5.49	5.70	5.09	5.75	7.47
営業活動によるキャッ シュ・フロー	百万円	17,289	29,797	60,133	17,239	28,331
投資活動によるキャッ シュ・フロー	百万円	22,127	28,313	28,552	27,856	1,426
財務活動によるキャッ シュ・フロー	百万円	1,419	1,419	67,455	1,419	35,385
現金及び現金同等物の中間 期末 (期末)残高	百万円	29,722	24,299	54,245	24,104	32,839
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	1,472 [1,109]	1,413 [1,100]	1,407 [1,115]	1,412 [1,103]	1,368 [1,095]

- (注) 1. 当行及び連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、一部の連結子会社を除き税抜方式によっております。
 - 2.1株当たり情報の算定上の基礎は、「第4 経理の状況」中、「1 中間連結財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。
 - 3.自己資本比率は、((中間)期末純資産の部合計 (中間)期末新株予約権 (中間)期末少数株主持分) を(中間)期末資産の部の合計で除して算出しております。

(2) 当行の最近3中間会計期間及び最近2事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第90期中	第91期中	第92期中	第90期	第91期
決算年月	決算年月		平成24年 9 月	平成25年 9 月	平成24年 3 月	平成25年 3 月
経常収益	百万円	21,692	22,538	22,172	43,924	45,791
経常利益	百万円	4,579	5,534	5,230	9,032	10,177
中間純利益	百万円	4,039	4,802	4,171		
当期純利益	百万円				7,716	8,265
資本金	百万円	57,941	57,941	57,941	57,941	57,941
発行済株式総数	千株	普通株式 50,722 優先株式 23,400	普通株式 50,722 優先株式 23,400	普通株式 50,722 優先株式 12,650	普通株式 50,722 優先株式 23,400	普通株式 50,722 優先株式 29,800
純資産額	百万円	123,949	132,919	118,266	130,285	176,747
総資産額	百万円	2,285,101	2,364,907	2,370,824	2,294,549	2,388,871
預金残高	百万円	2,102,567	2,169,540	2,203,045	2,117,799	2,161,259
貸出金残高	百万円	1,599,087	1,650,023	1,690,692	1,616,159	1,658,746
有価証券残高	百万円	523,910	562,375	511,360	531,414	541,496
1株当たり中間純利益金額	円	79.72	94.79	78.36		
1株当たり当期純利益金額	円				124.27	129.02
潜在株式調整後1株当たり 中間純利益金額	円	35.17	41.81	34.55		
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額	円				62.65	61.38
1株当たり配当額	円	普通株式 - 第一回第一種 優先株式 - 第二回第二種 優先株式 - 第三種 優先株式 -	普通株式 - 第一回第一種 優先株式 - 第二回第二種 優先株式 - 第三种 優先株式 -	普通株式 - 第一回第一種 優先株式 - 第二回第二種 優先株式 - 第四回第四種 優先株式 -	普通株式 - 第一回第一種 優先株式 100.00 第二回第二種 優先株式 104.00 第三回第三種 優先株式 45.15	普通株式 - 第一回第一種 優先株式 100.00 第二回第二種 優先株式 104.00 第三回第三種 優先株式 45.15 第四回第四種 優先株式 48.22
自己資本比率	%	5.42	5.62	4.98	5.67	7.39
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	1,250 [921]	1,211 [917]	1,226 [927]	1,205 [918]	1,175 [911]

- (注)1.消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
 - 2.自己資本比率は、((中間)期末純資産の部合計 (中間)期末新株予約権)を(中間)期末資産の部の合計で除して算出しております。

2【事業の内容】

当第2四半期連結累計期間において、当行及び当行の関係会社が営む事業の内容については、重要な変更はありません。

主要な関係会社につきましては、平成25年7月1日付で、株式会社みずほ銀行と株式会社みずほコーポレート銀行の合併に伴い、当行は株式会社みずほ銀行の持分法適用関連会社となり、同行は当行のその他の関係会社となっております。この結果、当行のその他の関係会社は、株式会社みずほフィナンシャルグループ及び株式会社みずほ銀行となっております。

なお、当第2四半期連結会計期間より報告セグメントの区分を変更しております。詳細は、「第4 経理の状況 1 中間連結財務諸表 注記事項(セグメント情報等)」に記載のとおりであります。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第2四半期連結累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載 した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

2 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 業績の状況

当第2四半期連結累計期間(平成25年4月1日~平成25年9月30日)におけるわが国経済は、景気回復を重視する経済政策の効果が一部顕在化し始め、ユーロ圏銀行の不良債権問題、新興国の成長鈍化等、不安材料は残るものの、企業収益の改善が見られるなど、景況感に明るさが見えてきました。

当行グループが営業の基盤とする千葉県経済についても、中小企業を取巻く経営環境に依然として厳しさが残る ものの、個人消費の高まりや好調な住宅需要を背景に経済指標は改善傾向となり持ち直しの動きがみられるように なっています。

このような経営環境のなか、当行は平成25-27年度の新中期経営計画「変革・成長戦略"2nd Stage"」をスタートさせ、当行の目指すべき姿である「地域の お客さまの ベスト・コンサルタント」の実現に向け、各種の具体的戦略・施策を積極的に展開しております。

その結果、当第2四半期連結累計期間の当行グループの経営成績は次のとおりとなりました。

業容面につきましては、預金残高は、個人預金を中心とする順調な伸びをみせ、前第2四半期連結会計期間末比348億円増加して2兆1,942億円となりました。貸出金残高は、コンサルティング機能の強化に努め、地域のお客さまの資金ニーズに積極的にお応えした結果、前第2四半期連結会計期間末比412億円増加して1兆6,857億円となりました。有価証券残高は、前第2四半期連結会計期間末比508億円減少して5,110億円となりました。

なお、平成25年7月4日、第三回第三種優先株式(公的優先株式)17,150千株を自己株式として取得、資本剰余金を原資として消却を実施いたしました。これにより資本剰余金は当第2四半期連結累計期間中に602億円減少しております。

損益面につきましては、預金や貸出金は順調に増加し、マーケット環境の好転もあり投資信託や保険商品の販売が好調であったことから役務取引等収益は増加しました。しかしながら、利回り低下による貸出金利息減少を主因とした資金運用収益の減少や、前第2四半期連結累計期間は貸倒引当金戻入益を計上したこともあり、経常収益は前第2四半期連結累計期間比1億64百万円減少し261億64百万円となりました。一方、経常費用は、与信コストが増加したものの、国債等債券償還損等が減少したこともあり、前第2四半期連結累計期間並の204億38百万円となりました。この結果、経常利益は、前第2四半期連結累計期間比1億58百万円減少し57億25百万円、課税所得増加による法人税等の前第2四半期連結累計期間比4億13百万円の増加もあり、中間純利益は、前第2四半期連結累計期間比6億17百万円減少し41億96百万円となりました。

セグメントごとの業績の状況につきましては、次のとおりであります。なお、当第2四半期連結会計期間より、報告セグメントの区分を変更しており、以下の前第2四半期連結累計期間比較については、前第2四半期連結累計期間の数値を変更後のセグメント区分に組み替えた数値で比較しております。

銀行業の経常収益は前第2四半期連結累計期間比3億65百万円減少して221億72百万円、セグメント利益は前第2四半期連結累計期間比3億4百万円減少して52億30百万円、リース業の経常収益は前第2四半期連結累計期間比3億8百万円増加して43億17百万円、セグメント利益は前第2四半期連結累計期間比78百万円増加して2億27百万円、信用保証・クレジットカード業の経常収益は前第2四半期連結累計期間比11百万円増加して10億77百万円、セグメント利益は前第2四半期連結累計期間比11百万円増加して10億77百万円、セグメント利益は前第2四半期連結累計期間比71百万円増加して6億68百万円、その他の事業の経常収益は前第2四半期連結累計期間比78百万円減少して11億29百万円、セグメント利益は前第2四半期連結累計期間比24百万円増加して93百万円となりました。

なお、連結自己資本比率(国内基準)は、平成24年9月末比1.65ポイント低下して8.90%となりました。

国内業務部門・国際業務部門別収支

当第2四半期連結累計期間の資金運用収支は、国内業務部門で152億円、国際業務部門で1億円となり、内部取引による相殺消去後の合計で149億円となりました。

役務取引等収支は、国内業務部門で30億円、国際業務部門で 0.1億円となり、内部取引による相殺消去後の合計で30億円となりました。

その他業務収支は、国内業務部門で6億円、国際業務部門で2億円となり、合計で8億円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額()	合計
/里 <i>天</i> 貝	川 知力」 	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
次合定中间十	前第2四半期連結累計期間	15,450	168	401	15,217
資金運用収支 	当第2四半期連結累計期間	15,266	151	501	14,916
こと次合宝田川芸	前第2四半期連結累計期間	16,203	186	469	15,920
うち資金運用収益	当第2四半期連結累計期間	15,967	170	552	15,585
うち資金調達費用	前第2四半期連結累計期間	753	17	68	702
フ ち 貝並嗣廷貸用 	当第2四半期連結累計期間	701	19	51	669
	前第2四半期連結累計期間	2,650	46	39	2,564
1文份以为	当第2四半期連結累計期間	3,072	15	35	3,021
うち役務取引等収益	前第2四半期連結累計期間	4,415	50	539	3,926
プラ技術報引等収益	当第2四半期連結累計期間	4,922	49	520	4,452
うち役務取引等費用	前第2四半期連結累計期間	1,764	97	499	1,362
プラ技術報刊寺真用	当第2四半期連結累計期間	1,850	65	485	1,430
その他業務収支	前第2四半期連結累計期間	366	400	-	767
ての世来務収入	当第2四半期連結累計期間	608	278	-	887
うたその他業務収益	前第2四半期連結累計期間	836	430	-	1,267
うちその他業務収益	当第2四半期連結累計期間	797	300	-	1,098
うちその他業務費用	前第2四半期連結累計期間	469	30	-	499
フラモの世未坊員用	当第2四半期連結累計期間	188	22	-	210

⁽注) 1. 国内業務部門は当行及び連結子会社の円建取引、国際業務部門は当行の外貨建取引であります。ただし、円 建対非居住者取引等は国際業務部門に含めております。

^{2.}相殺消去については、当行と連結子会社及び連結子会社間の内部取引を相殺消去しております。また資金運用収益及び資金調達費用の相殺消去額には、国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の利息を含めております。

国内業務部門・国際業務部門別役務取引の状況

当第2四半期連結累計期間の役務取引等収益は、国内業務部門で49億円、国際業務部門で0.4億円となり、内部取引による相殺消去後の合計で44億円となりました。

一方、役務取引等費用は、国内業務部門で18億円、国際業務部門で0.6億円となり、内部取引による相殺消去後の合計で14億円となりました。

4壬 ¥五	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額()	合計
種類	HD N	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
	前第2四半期連結累計期間	4,415	50	539	3,926
1文份以为 专以金	当第2四半期連結累計期間	4,922	49	520	4,452
うち預金・貸出業務	前第2四半期連結累計期間	493	-	1	492
プラ賞並・貝山未扮	当第2四半期連結累計期間	471	-	1	470
うち為替業務	前第2四半期連結累計期間	842	46	1	888
りの場合未然	当第2四半期連結累計期間	838	45	1	882
うち証券関連業務	前第2四半期連結累計期間	171	-	-	171
プラ証が 関連条務	当第2四半期連結累計期間	238	-	-	238
うち代理業務	前第2四半期連結累計期間	548	-	-	548
プラル注案物	当第2四半期連結累計期間	609	-	-	609
うち保護預り・貸金	前第2四半期連結累計期間	113	-	0	113
庫業務	当第2四半期連結累計期間	108	-	0	108
うち保証業務	前第2四半期連結累計期間	848	3	499	351
プラ保証条例	当第2四半期連結累計期間	837	3	485	356
	前第2四半期連結累計期間	1,764	97	499	1,362
坟殇拟引寺貸用 	当第2四半期連結累計期間	1,850	65	485	1,430
うたや麸業及	前第2四半期連結累計期間	169	6	-	175
うち為替業務	当第2四半期連結累計期間	169	8	-	177

⁽注) 1. 国内業務部門は当行及び連結子会社の円建取引、国際業務部門は当行の外貨建取引であります。ただし、円 建対非居住者取引等は国際業務部門に含めております。

^{2.}相殺消去については、当行と連結子会社及び連結子会社間の内部取引を相殺消去しております。

国内業務部門・国際業務部門別預金残高の状況 預金の種類別残高 (末残)

4番米西	#8 81	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額()	合計
種類	期別	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
五今△≒↓	前第2四半期連結会計期間	2,160,221	9,319	10,199	2,159,341
預金合計 	当第2四半期連結会計期間	2,194,160	8,884	8,826	2,194,218
うち流動性預金	前第2四半期連結会計期間	1,104,591	-	5,599	1,098,991
プラ派到注項並	当第2四半期連結会計期間	1,163,247	-	4,226	1,159,021
> 七中地坐死人	前第2四半期連結会計期間	1,048,490	-	4,600	1,043,890
うち定期性預金	当第2四半期連結会計期間	1,023,114	-	4,600	1,018,514
うちその他	前第2四半期連結会計期間	7,139	9,319	-	16,458
75COIE	当第2四半期連結会計期間	7,798	8,884	-	16,683
 	前第2四半期連結会計期間	7,320	-	-	7,320
譲渡性預金 	当第2四半期連結会計期間	3,180	-	-	3,180
w^+1	前第2四半期連結会計期間	2,167,541	9,319	10,199	2,166,661
総合計	当第2四半期連結会計期間	2,197,340	8,884	8,826	2,197,398

- (注) 1. 国内業務部門は当行及び連結子会社の円建取引、国際業務部門は当行の外貨建取引であります。ただし、円 建対非居住者取引等は国際業務部門に含めております。
 - 2 . 預金の区分は次のとおりであります。 流動性預金 = 当座預金 + 普通預金 + 貯蓄預金 + 通知預金 定期性預金 = 定期預金 + 定期積金
 - 3. 相殺消去については、当行と連結子会社の内部取引を相殺消去しております。

貸出金残高の状況 業種別貸出状況 (末残・構成比)

光柱口	前第2四半期	連結会計期間	当第2四半期連結会計期間		
業種別	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)	
国内(除く特別国際金融取引勘定分)	1,644,482	100.00	1,685,747	100.00	
製造業	166,376	10.12	166,646	9.89	
農業,林業	4,787	0.29	5,102	0.30	
漁業	50	0.00	158	0.01	
鉱業,採石業,砂利採取業	2,933	0.18	2,714	0.16	
建設業	82,310	5.01	81,291	4.82	
電気・ガス・熱供給・水道業	6,825	0.41	6,603	0.39	
情報通信業	8,313	0.51	5,557	0.33	
運輸業,郵便業	62,297	3.79	66,338	3.94	
卸売業,小売業	191,010	11.61	169,248	10.04	
金融業,保険業	55,704	3.39	68,314	4.05	
不動産業,物品賃貸業	355,721	21.63	372,385	22.09	
各種サービス業	170,598	10.37	170,438	10.11	
地方公共団体	31,853	1.94	26,544	1.58	
その他	505,698	30.75	544,401	32.29	
特別国際金融取引勘定分	-	-	-	-	
政府等	-	-	-	-	
金融機関	-	-	-	-	
その他	-	-	-	-	
合計	1,644,482		1,685,747		

⁽注)1.「国内」とは当行及び連結子会社であります。

^{2.} 当行と連結子会社との間の内部取引は相殺消去しております。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結累計期間におけるキャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

税金等調整前四半期純利益が56億円、貸出金の増加が307億円、預金の増加が409億円、コールローン等の減少が369億円あったことから、営業活動によるキャッシュ・フローは601億円(前第2四半期連結累計期間比303億円増加)となりました。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

有価証券の売却・償還による収入1,128億円、有価証券の取得による支出830億円等により、投資活動によるキャッシュ・フローは285億円(前第2四半期連結累計期間比568億円増加)となりました。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

劣後特約付借入金の返済による支出55億円、自己株式の取得による支出602億円、配当金支払17億円等により、 財務活動によるキャッシュ・フローは 674億円(前第2四半期連結累計期間比660億円減少)となりました。

この結果、当第2四半期連結累計期間の現金及び現金同等物の四半期末残高は542億円(前第2四半期連結累計期間比299億円増加)となりました。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結累計期間において、当行グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

(4) 研究開発活動

該当事項はありません。

(5)主要な設備

当第2四半期連結累計期間に完成した新築、増改築等は次のとおりであります。

銀行業

	会社名	店舗名その他	所在地	設備の内容	敷地面積 (㎡)	建物延面積 (㎡)	完了年月
当行		茂原支店	千葉県 茂原市	店舗	2,409 (2,409)	835	平成25年8月

(注)1.上記は既存店舗の新築移転であります。

2. 敷地面積欄の()内は、借地の面積(うち書き)であります。

(単体情報)

(参考)

当行の単体情報のうち、参考として以下の情報を掲げております。

1.損益の概要(単体)

1. 頂血の減乏(十件)	前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B) - (A)
業務粗利益	18,104	18,500	396
経費(除く臨時処理分)	12,242	12,390	148
人件費	5,360	5,393	33
物件費	6,153	6,313	160
税金	727	683	44
業務純益(一般貸倒引当金繰入前)	5,862	6,109	247
一般貸倒引当金繰入額	-	1,095	1,095
業務純益	5,862	5,014	848
うち債券関係損益	343	482	139
臨時損益	327	216	543
株式等関係損益	180	74	254
不良債権処理額	988	187	801
貸出金償却	876	812	64
個別貸倒引当金純繰入額	-	756	756
その他の債権売却損等	111	131	20
貸倒引当金戻入益	475	-	475
償却債権取立益	801	761	40
その他臨時損益	436	431	5
経常利益	5,534	5,230	304
特別損益	82	66	16
うち固定資産処分損益	25	10	15
税引前中間純利益	5,452	5,163	289
法人税、住民税及び事業税	27	266	239
法人税等調整額	622	726	104
法人税等合計	649	992	343
中間純利益	4,802	4,171	631

- (注) 1.業務粗利益=資金運用収支+役務取引等収支+その他業務収支
 - 2.業務純益=業務粗利益-経費(除く臨時処理分)-一般貸倒引当金繰入額
 - 3.臨時損益とは、損益計算書中「その他経常収益・費用」から一般貸倒引当金繰入額を除き、退職給付費用のうち臨時費用処理分等を加えたものであります。
 - 4.債券関係損益 = 国債等債券売却益 + 国債等債券償還益 国債等債券売却損 国債等債券償還損 国債等債券償却
 - 5 . 株式等関係損益 = 株式等売却益 株式等売却損 株式等償却

2.利鞘(国内業務部門)(単体)

	前中間会計期間 (%)(A)	当中間会計期間 (%)(B)	增減(%) (B) - (A)
(1) 資金運用利回	1.44	1.39	0.05
(イ)貸出金利回	1.64	1.54	0.10
(口)有価証券利回	1.15	1.18	0.03
(2) 資金調達原価	1.17	1.15	0.02
(イ)預金等利回	0.05	0.04	0.01
(口)外部負債利回	1.56	1.63	0.07
(3) 総資金利鞘 -	0.27	0.24	0.03

- (注)1.「国内業務部門」とは円建諸取引であります。
 - 2.「外部負債」=コールマネー+売渡手形+借用金

3.ROE(単体)

	前中間会計期間 (%)(A)	当中間会計期間 (%)(B)	増減(%) (B) - (A)
業務純益ベース (一般貸倒引当金繰入前)	8.86	8.58	0.28
業務純益ベース	8.86	7.04	1.82
中間純利益ベース	7.26	5.86	1.40

4.預金・貸出金の状況(単体)

(1)預金・貸出金の残高

	前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B) - (A)
預金 (末残)	2,169,540	2,203,045	33,505
預金(平残)	2,142,223	2,186,376	44,153
貸出金(末残)	1,650,023	1,690,692	40,669
貸出金(平残)	1,584,689	1,650,802	66,113

(2) 個人・法人別預金残高(国内)

	前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B) - (A)
個人	1,705,127	1,732,974	27,847
法人	464,412	470,070	5,658
計	2,169,540	2,203,045	33,505

(注)譲渡性預金を除いております。

(3)消費者ローン残高

	前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B) - (A)
住宅ローン残高	529,759	572,960	43,201
その他ローン残高	11,582	12,733	1,151
計	541,342	585,693	44,351

(4)中小企業等貸出金

			前中間会計期間 (A)	当中間会計期間 (B)	増減 (B)-(A)
中小企業等貸出金残高		百万円	1,336,416	1,391,285	54,869
総貸出金残高		百万円	1,650,023	1,690,692	40,669
中小企業等貸出金比率	/	%	80.99	82.29	1.30
中小企業等貸出先件数		件	71,988	73,763	1,775
総貸出先件数		件	72,286	74,066	1,780
中小企業等貸出先件数比率	/	%	99.58	99.59	0.01

(注)中小企業等とは、資本金3億円(ただし、卸売業は1億円、小売業、飲食業、物品賃貸業等は5千万円)以下の会社又は常用する従業員が300人(ただし、卸売業、物品賃貸業等は100人、小売業、飲食業は50人)以下の企業等であります。

5.債務の保証(支払承諾)の状況(単体)

支払承諾の残高内訳

種類	前中間会	会計期間	当中間会計期間		
/生犬! 	口数(件)	金額(百万円)	口数(件)	金額(百万円)	
手形引受	-	-	-	-	
信用状	110	551	66	611	
保証	371	19,215	319	16,654	
計	481	19,766	385	17,266	

(自己資本比率の状況)

(参考)

自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第19号。以下、「告示」という。)に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

なお、当行は、国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法を採用しております。 また、オペレーショナル・リスク相当額に係る額の算出においては基礎的手法を採用しております。

連結自己資本比率(国内基準)

項目		平成24年 9 月30日	平成25年 9 月30日
		金額(百万円)	金額 (百万円)
	資本金	57,941	57,941
	うち非累積的永久優先株	32,517	32,517
	新株式申込証拠金	-	-
	資本剰余金	32,792	4,566
	利益剰余金	45,130	51,459
	自己株式()	64	65
	自己株式申込証拠金	-	-
	社外流出予定額()	-	-
	その他有価証券の評価差損()	-	-
基本的項目	為替換算調整勘定	-	-
(Tier1)	新株予約権	-	-
	連結子法人等の少数株主持分	1,550	1,753
	うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券	-	-
	営業権相当額()	-	-
	のれん相当額()	-	-
	企業結合等により計上される無形固定資産相当額 ()	-	-
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額()	846	116
	計 (A)	136,504	115,538
	うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証 券(注1)	-	-
	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額 の45%相当額	-	-
	一般貸倒引当金	3,998	4,179
 補完的項目	負債性資本調達手段等	5,500	5,000
(Tier 2)	うち永久劣後債務(注2)	-	-
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株(注3)	5,500	5,000
	計	9,498	9,179
	うち自己資本への算入額 (B)	9,498	9,179

	15日		平成24年 9 月30日	平成25年 9 月30日
項目 		金額(百万円)	金額(百万円)	
控除項目	控除項目(注4)	(C)	191	189
自己資本額	(A)+(B)-(C)	(D)	145,811	124,528
	資産(オン・バランス)項目		1,288,059	1,306,970
	オフ・バランス取引等項目		21,734	20,866
リスク・	信用リスク・アセットの額	(E)	1,309,793	1,327,837
アセット等	オペレーショナル・リスク相当額に係る額 ((G)/8%)	(F)	71,157	70,825
	(参考)オペレーショナル・リスク相当額	(G)	5,692	5,666
	計(E)+(F)	(H)	1,380,951	1,398,662
連結自己資本比率(国内基準) = D / H × 100 (%)		10.55	8.90	
(参考) Tier	1 比率 = A / H × 100 (%)		9.88	8.26

- (注) 1. 告示第28条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を 有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。
 - 2.告示第29条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
 - (1)無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
 - (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
 - (3)業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
 - (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
 - 3.告示第29条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
 - 4.告示第31条第1項第1号から第6号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額、及び第2号に規定するものに対する投資に相当する額が含まれております。

単体自己資本比率(国内基準)

項目		平成24年 9 月30日	平成25年 9 月30日
	坝 日	金額(百万円)	金額(百万円)
	資本金	57,941	57,941
	うち非累積的永久優先株	32,517	32,517
	新株式申込証拠金	-	-
	資本準備金	32,792	2,792
	その他資本剰余金	-	1,773
	利益準備金	3,291	3,636
	その他利益剰余金	39,049	44,610
	その他	-	-
	自己株式()	64	65
甘土物项口	自己株式申込証拠金	-	-
基本的項目 (Tier 1)	社外流出予定額()	-	-
	その他有価証券の評価差損()	-	-
	新株予約権	-	-
	営業権相当額()	-	-
	のれん相当額()	-	-
	企業結合により計上される無形固定資産相当額 ()	-	-
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額()	846	116
	計 (A)	132,165	110,572
	うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証 券(注1)	-	-
	うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券	-	-
	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額 の45%相当額	-	-
	一般貸倒引当金	2,744	3,525
 補完的項目	負債性資本調達手段等	5,500	5,000
(Tier 2)	うち永久劣後債務(注2)	-	-
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株(注3)	5,500	5,000
	計	8,244	8,525
	うち自己資本への算入額 (B)	8,244	8,525
控除項目	控除項目(注4) (С)	191	189
自己資本額	(A)+(B)-(C) (D)	140,218	118,908

75.0		平成24年 9 月30日	平成25年 9 月30日	
項目			金額(百万円)	金額(百万円)
	資産 (オン・バランス)項目		1,274,644	1,292,154
	オフ・バランス取引等項目		21,730	20,862
リスク・ アセット等	信用リスク・アセットの額	(E)	1,296,375	1,313,017
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額 ((G)/8%)	(F)	68,236	68,253
	(参考)オペレーショナル・リスク相当額	(G)	5,458	5,460
計(E)+(F)		(H)	1,364,612	1,381,270
単体自己資本比率(国内基準) = D / H × 100 (%)		10.27	8.60	
(参考) Tier	1 比率 = A / H × 100 (%)		9.68	8.00

- (注) 1. 告示第40条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を 有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。
 - 2.告示第41条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
 - (1)無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
 - (2)一定の場合を除き、償還されないものであること
 - (3)業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
 - (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
 - 3.告示第41条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
 - 4.告示第43条第1項第1号から第5号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額が含まれております。

(資産の査定)

(参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、当行の中間貸借対照表の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに中間貸借対照表に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

1.破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2. 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3.要管理債権

要管理債権とは、3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4.正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記 1 から 3 までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定の額

債権の区分	平成24年 9 月30日	平成25年 9 月30日	
頃惟の区ガ	金額(億円)	金額(億円)	
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	71	65	
危険債権	367	342	
要管理債権	52	81	
正常債権	16,534	16,945	

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	296,000,000
第一種優先株式	1,250,000
第二種優先株式	5,000,000
第三種優先株式	35,000,000
第四種優先株式	7,500,000
第五種優先株式	7,500,000
計	296,000,000

(注)計の欄には、定款に規定されている発行可能株式総数を記載しております。

【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成25年9月30日)	提出日現在発行数(株) (平成25年11月20日)		上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	50,722,045	同	左	東京証券取引所 (市場第一部)	(注)1
第一回第一種優先株式 (行使価額修正条項付新 株予約権付社債券等)	1,250,000	同	左	-	(注)2、5
第二回第二種優先株式	5,000,000	同	左	-	(注)3、5
第四回第四種優先株式 (行使価額修正条項付新 株予約権付社債券等)	6,400,000	同	左	-	(注)4、5
計	63,372,045	同	左		

- (注) 1. 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当行における標準となる株式であります。また、単元株式数は100株であります。
- (注) 2.第一回第一種優先株式については、当行普通株式の終値の平均値に基づき取得価額を算出していることから、株価の下落により、取得請求権の行使により交付される普通株式数が増加する場合があります。取得価額は、取得価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当行の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値により算出され、毎年9月18日に有効な取得価額を下回る場合に修正されます。但し、取得価額の下限は1,000円であります。(下記「6.取得請求権」参照)なお、提出日現在の取得価額は下限取得価額である1,000円であるため確定しております。

下記「3.第一種の優先株式の消却」に記載のとおり、当行はいつでも第一種の優先株式を買い入れ、これを株主に配当すべき利益をもって当該買入価額により消却することができる旨定めております。また、下記「7.金銭を対価とする取得条項」に記載のとおり、法令上可能な範囲内で第一種の優先株式の全部または一部を取得することができる旨定めております。

当該優先株式の権利の行使に関する事項、及び当行の株券の売買に関する事項について、当該優先株式所有者との間において特段の取決めはありません。

提出日現在第一回第一種優先株式の取得及び普通株式の交付はありません。

第一回第一種優先株式の内容は次のとおりであります。

1.優先配当金

(1) 優先配当金

毎年3月31日現在の第一種の優先株式の株主(以下第一種の優先株主という)に対し、普通株式の株主 (以下普通株主という)に先立ち第一種の優先株式1株につき100円の優先配当金を支払う。ただし、当 該3月31日に終了する事業年度において優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。 また、平成11年9月30日を基準日とする優先中間配当金については支払わず、平成12年3月31日を基準日 とする優先配当金については、1株につき53円82銭を支払う。

(2) 非累積条項

ある事業年度において、第一種の優先株主に対して、優先配当金の全部または一部を支払わないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

(3) 非参加条項

第一種の優先株主に対しては、優先配当金を超えて配当は行わない。

(4)優先中間配当金

中間配当を行うときは、毎年9月30日現在の第一種の優先株主に対し、普通株主に先立ち第一種の優先株式1株につき50円の優先中間配当を支払う。

2.残余財産の分配

当行は、残余財産を分配するときは、第一種の優先株主に対し、普通株主に先立ち、第一種の優先株式1株につき4,000円を支払う。第一種の優先株主に対しては、前記の4,000円のほか、残余財産の分配は行わない。

3. 第一種の優先株式の消却

当行はいつでも第一種の優先株式を買い入れ、これを株主に配当すべき利益をもって当該買入価額により 消却することができる。

4. 議決権

第一種の優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、株主総会において議決権を有しない。ただし、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されなかったときは当該定時株主総会より、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときは当該定時株主総会終結の時より、優先配当金を受ける旨の決議がある時までは議決権を有するものとする。

5 . 第一種の優先株式の併合または分割、株式の割当てを受ける権利等

当行は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、第一種の優先株式については株式の併合または分割を行わない。また、第一種の優先株主には、募集株式の割当てを受ける権利、新株予約権付社債の割当てを受ける権利または分離して譲渡することができる新株予約権および社債の割当てを受ける権利を与えない。

6.取得請求権

第一種の優先株主は、下記(1)に定める取得を請求することができる期間中、当行に対して、自己の有する第一種の優先株式を取得することを請求することができる。かかる取得の請求があった場合、当行は、第一種の優先株主が取得の請求をした第一種の優先株式を取得するのと引換えに、下記(2)に定める財産を当該第一種の優先株主に対して交付するものとする。

(1) 取得を請求することができる期間

平成12年9月18日から平成26年9月16日までとする。ただし、当行株主総会において権利を行使すべき株主を確定するための基準日を定めたときは、その翌日から当該基準日の対象となる株主総会の日までの期間を除く。

(2) 取得と引換えに交付すべき財産

当行は、第一種の優先株式の取得と引換えに、第一種の優先株主が取得の請求をした第一種の優先株式数に第一種の優先株式1株当たりの払込金額相当額(ただし、第一種の優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される)を乗じた額を下記(3)ないし下記(5)に定める取得価額で除した数の普通株式を交付する。なお、第一種の優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、会社法第167条第3項に従ってこれを取扱う。

(3) 当初取得価額

当初取得価額は、平成12年9月18日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所の当行の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数は除く)とし、その計算は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。ただし、当初取得価額の下限は、1,000円とする。

(4) 取得価額の修正

取得価額は、平成13年9月18日から平成25年9月18日までの毎年9月18日(以下それぞれ取得価額修正日という)における時価が当該取得価額修正日に有効な取得価額を下回る場合には、取得価額は、当該取得価額修正日以降時価に修正されるものとする。

ただし、当該時価が1,000円(以下下限取得価額という)を下回るときは、下限取得価額に修正される ものとする。

この場合に使用する時価は、当該取得価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当行の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数は除く)とし、その計算は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

(5) 取得価額の調整

イ.第一種の優先株式の発行後、次の各号のいずれかに該当する場合には、取得価額(下限取得価額を含む)を次に定める算式(以下取得価額調整式という)により調整する(以下調整後の取得価額を調整後取得価額という)。取得価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

()取得価額調整式に使用する1株当たり時価(本(5)八.(i)に定義する。以下本(5)において同じ)を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合(無償割当ての場合を含む)(ただし、当行の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式もしくは新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本(5)において同じ)、その他の証券(以下取得請求権付株式等という)、または当行の普通株式の交付と引換えに当行が取得することができる取得条項付株式もしくは取得条項付新株予約権、その他の証券(以下取得条項付株式等という)が取得または行使され、これに対して普通株式が交付される場合を除く)

調整後取得価額は、払込期日(払込期間が定められた場合は当該払込期間の末日とする。以下同じ) (無償割当ての場合はその効力発生日)の翌日以降、または株主に募集株式の割当てを受ける権利を 与えるためもしくは無償割当てのための基準日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。

()株式の分割をする場合

調整後取得価額は、株式の分割のための基準日に分割により増加する普通株式数(基準日における当行の自己株式である普通株式について増加する普通株式数を除く)が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、その基準日の翌日以降、これを適用する。

()取得価額調整式に使用する1株当たり時価を下回る価額(本(5)二.に定義する意味を有する。以下本()および本(5)八.()において同じ)をもって当行の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式等を発行する場合(無償割当ての場合を含む)

調整後取得価額は、当該取得請求権付株式等の払込期日(新株予約権の場合は割当日)(無償割当ての場合はその効力発生日)に、または株主に取得請求権付株式等の割当てを受ける権利を与えるためもしくは無償割当てのための基準日がある場合はその日に、当該取得請求権付株式等の全部が当初の条件で取得または行使されて普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、その払込期日(新株予約権の場合は割当日)(無償割当ての場合はその効力発生日)の翌日以降、またはその基準日の翌日以降、これを適用する。

上記にかかわらず、上記の普通株式が交付されたものとみなされる日において価額が確定しておらず、後日一定の日(以下価額決定日という)に価額が決定される取得請求権付株式等を発行した場合において、決定された価額が取得価額調整式に使用する1株当たり時価を下回る場合には、調整後取得価額は、当該価額決定日に残存する取得請求権付株式等の全部が価額決定日に確定した条件で取得または行使されて普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、当該価額決定日の翌日以降これを適用する。

口.本(5)イ.(i)ないし()に掲げる場合のほか、株式の併合、合併、会社分割、株式交換または株式 移転等により、取得価額(下限取得価額を含む)の調整を必要とする場合は、取締役会が適当と判断 する取得価額(下限取得価額を含む)に変更される。

八.

- ()取得価額調整式に使用する「1株当たり時価」は、調整後取得価額を適用する日(以下調整日という)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当行の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)に相当する金額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する)とする。
- ()取得価額調整式に使用する「調整前取得価額」は、調整日の前日において有効な取得価額とする。

- ()取得価額調整式に使用する「既発行普通株式数」は、基準日がある場合はその日(本(5)イ.(i)ないし()に基づき当該基準日において交付されたものとみなされる普通株式数は含まない)の、基準日がない場合は調整日の1ヶ月前の日の、当行の発行済普通株式数(自己株式である普通株式数を除く)に当該取得価額の調整の前に本(5)イ.およびロ.に基づき「交付普通株式数」とみなされた普通株式であって未だ交付されていない普通株式数を加えたものとする。
- ()取得価額調整式に使用する「1株当たりの払込金額」とは、本(5) イ.(i)の場合には、当該払込金額(無償割当ての場合は0円)(金銭以外の財産による払込の場合には適正な評価額)、本(5) イ.()の場合には0円、本(5) イ.()の場合には価額とする。
- 二.本(5) イ.()および本(5) 八.()において「価額」とは、取得請求権付株式等または取得条項付株式等の発行に際して払込みがなされた額(新株予約権の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。)から、その取得または行使に際して当該取得請求権付株式等または取得条項付株式等の所持人に交付される普通株式以外の財産の価額を控除した金額を、その取得または行使に際して交付される普通株式数で除した金額をいう。
- ホ.本(5) イ.(i)ないし()において、当該各行為に係る基準日が定められ、かつ当該各行為が当該基準日以降に開催される当行の株主総会における一定の事項に関する承認決議を停止条件としている場合には、本(5) イ.(i)ないし()の規定にかかわらず、調整後取得価額は、当該承認決議をした株主総会の終結の日の翌日以降にこれを適用する。
- へ.取得価額調整式により算出された調整後取得価額と調整前取得価額との差額が1円未満にとどまるときは、取得価額の調整は、これを行わない。ただし、その後取得価額調整式による取得価額の調整を必要とする事由が発生し、取得価額を算出する場合には、取得価額調整式中の調整前取得価額に代えて調整前取得価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

7. 金銭を対価とする取得条項

- (1) 当行は、平成22年9月18日以降、取締役会が別に定める日(以下取得日という)が到来したときは、法令上可能な範囲で、第一種の優先株式の全部または一部を取得することができる。ただし、取締役会は、金融庁の事前承認を得ている場合に限り、取得日を定めることができる。この場合、当行は、かかる優先株式を取得するのと引換えに、下記(2)に定める財産を第一種の優先株主に対して交付するものとする。なお、第一種の優先株式の一部を取得するときは、按分比例の方法による。取得日の決定後も上記6.に定める取得請求権の行使は妨げられないものとする。
- (2) 当行は、第一種の優先株式の取得と引換えに、第一種の優先株式 1 株につき、第一種の優先株式 1 株当たりの払込金額相当額(ただし、第一種の優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される)に経過優先配当金相当額(取得日において、取得日の属する事業年度の初日(同日を含む)から取得日(同日を含む)までの日数に100円を乗じた金額を365で除して得られる額(円位未満小数第 4 位まで算出し、その小数第 4 位を四捨五入する)をいう。ただし、取得日の属する事業年度において優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする)を加えた額の金銭を交付する。

8.一斉取得

当行は、平成26年9月16日までに当行に取得されていない第一種の優先株式の全てを、平成26年9月17日(以下一斉取得日という)をもって取得する。この場合、当行は、かかる第一種の優先株式を取得するのと引換えに、各第一種の優先株主に対し、その有する第一種の優先株式数に第一種の優先株式1株当たりの払込金相当額(ただし、第一種の優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される)を乗じた額を一斉取得価額で除した数の普通株式を交付するものとする。上記「一斉取得価額」は、一斉取得日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当行の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)に相当する金額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する)とする。

ただし、かかる計算の結果、一斉取得価額が1,000円を下回るときは、一斉取得価額は1,000円とする。第一種の優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数がある場合には、会社法第234条に従ってこれを取扱う。

9.取得請求または一斉取得により発生する単元未満株式の買取り 第一種の優先株式の取得請求または一斉取得により単元未満株式が発生する場合、当行は、会社法に定め る単元未満株式の買取請求がなされたものとしてこれを買取る。

(注)3.第二回第二種優先株式の内容は次のとおりであります。

1.優先配当金

(1)優先配当金の額

毎年3月31日現在の本優先株式の株主(以下「本優先株主」という。)に対し、普通株式に先立ち本優 先株式1株につき104円の優先配当金を支払う。ただし、平成12年8月15日から平成13年3月31日までの 229日間に対する優先配当金については、本優先株式1株につき65円25銭を支払う。 (2) 非累積条項

ある営業年度において、本優先株主に対して、優先配当金の全部または一部を支払わないときは、その 不足額は翌営業年度以降に累積しない。

(3) 非参加条項

本優先株主に対しては、優先配当金を超えて配当は行わない。

(4)優先中間配当金の額

中間配当を行うときは、毎年9月30日現在の本優先株主に対し、普通株主に先立ち本優先株式1株につき52円の優先中間配当金を支払う。ただし、平成12年度においては中間配当は行わず、優先配当金のみの支払とする。

2.残余財産の分配

当行は、残余財産を分配するときは、本優先株主に対し、普通株主に先立ち、本優先株式1株につき4,000円を支払う。本優先株主に対しては、前記の4,000円のほか、残余財産の分配は行わない。

- 3 . 優先株式の消却
- (1) 当行はいつでも本優先株式を買い入れ、これを株主に配当すべき利益をもって当該買入価額により消却することができる。
- (2) 当行は、平成19年3月31日以降いつでも、本優先株式1株につき4,000円で本優先株式の全部または一部を償還することができる。一部償還の場合は、抽選その他の方法により行う。
- 4.議決権

本優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、株主総会において議決権を有しない。

5.株式の併合または分割、新株引受権等

当行は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、本優先株式については株式の併合または分割を行わない。また本優先株主には新株の引受権または転換社債もしくは新株引受権付社債の引受権を与えない。

6.普通株式への転換

本優先株主は、普通株式への転換請求権を有しない。また、普通株式への一斉転換も行われない。

(注) 4.第四回第四種優先株式については、当行普通株式の終値の平均値に基づき取得価額を算出していることから、株価の下落により、取得請求権の行使により交付される普通株式数が増加する場合があります。なお、取得を請求することができる期間は、平成32年4月1日から平成40年3月30日までとしております。取得請求期間において、毎年4月1日および10月1日(以下「決定日」という。)の翌日以降、取得価額は、決定日まで(当日を含む。)の直近の5連続取引日(ただし、終値が算出されない日は除き、決定日が取引日ではない場合は、決定日の直前の取引日までの5連続取引日とする。)の終値の平均値に相当する金額(円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。)に修正されます。但し、取得価額の下限は223円であります。(下記「4.普通株式を対価とする取得請求権」参照)また、下記「5.金銭を対価とする取得条項」に記載のとおり、平成32年4月1日以降、取締役会が別に定める日(以下「取得日」という。)が到来したときは、取得日から2週間以上の事前通知を行ったうえで、法令上可能な範囲で、第四種優先株式の全部または一部を取得することができる旨定めております。

当該優先株式の権利の行使に関する事項、及び当行の株券の売買に関する事項について、当該優先株式所有者との間において特段の取決めはありません。

第四回第四種優先株式の内容は次のとおりであります。

1.優先配当金

(1) 第四種優先期末配当金

当行は、定款第11条に定める期末配当金を支払うときは、当該期末配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載もしくは記録された第四種優先株式を有する株主(以下「第四種優先株主」という。)または第四種優先株式の信託受託者(以下「第四種優先信託受託者」という。)、第四種優先株式の登録株式質権者(以下「第四種優先登録株式質権者」という。)に対し、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)または普通株式の信託受託者(以下「普通信託受託者」という。)、普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、第四種優先株式1株につき年220円(ただし、平成25年3月31日を基準日とする第四種優先期末配当金については、第四種優先株式1株につき年48.22円。また、第四種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整されるものとし、当該事業年度において定款第12条に定める優先中間配当金の全部または一部を支払ったときは、当該優先中間配当金を控除した額とする。)の期末配当金(以下「第四種優先期末配当金」という。)を支払う。

(2) 非累積条項

ある事業年度において第四種優先株主または第四種優先信託受託者、第四種優先登録株式質権者に対して支払う期末配当金の額が第四種優先期末配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

(3) 非参加条項

第四種優先株主または第四種優先信託受託者、第四種優先登録株式質権者に対しては、第四種優先期末配当金の額を超えて配当は行わない。ただし、当行が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号口もしくは同法第760条第7号口に規定される剰余金の配当または当行が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号口もしくは第765条第1項第8号口に規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

2.残余財産の分配

(1) 残余財産の分配

当行は、残余財産を分配するときは、第四種優先株主または第四種優先信託受託者、第四種優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通信託受託者、普通登録株式質権者に先立ち、第四種優先株式1株につき、第四種優先株式1株当たりの払込金額相当額(ただし、第四種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。)に下記(3)に定める経過第四種優先期末配当金相当額を加えた額の金銭を支払う。

(2) 非参加条項

第四種優先株主または第四種優先信託受託者、第四種優先登録株式質権者に対しては、上記(1)のほか、残余財産の分配は行わない。

(3) 経過第四種優先期末配当金相当額

第四種優先株式1株当たりの経過第四種優先期末配当金相当額は、残余財産の分配が行われる日(以下「分配日」という。)において、分配日の属する事業年度の初日(同日を含む。)から分配日(同日を含む。)までの日数に第四種優先期末配当金の額を乗じた金額を365で除して得られる額(円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を切上げる。)をいう。ただし、分配日の属する事業年度において第四種優先株主または第四種優先信託受託者、第四種優先登録株式質権者に対して定款第12条に定める優先中間配当金の全部または一部を支払ったときは、当該優先中間配当金を控除した金額とする。

3.議決権

第四種優先株主は、全ての事項について株主総会において議決権を有しない。ただし、第四種優先株主は、()各事業年度終了後、(a)当該事業年度に係る定時株主総会に第四種優先期末配当金の額全部の支払を受ける旨の議案が提出されないときは、当該定時株主総会より、または、(b)第四種優先期末配当金の額全部の支払いを受ける旨の議案がその定時株主総会において否決されたときは、当該定時株主総会終結の時より、()第四種優先期末配当金の額全部の支払いを受ける旨の株主総会決議がなされる時までの間は、全ての事項について株主総会において議決権を行使することができる。

4.普通株式を対価とする取得請求権

(1) 取得請求権

第四種優先株主は、下記(2)に定める取得を請求することができる期間中、当行に対して自己の有する第四種優先株式を取得することを請求することができる。かかる取得の請求があった場合、当行は当該第四種優先株主がかかる取得の請求をした第四種優先株式を取得するのと引換えに、下記(3)に定める財産を当該第四種優先株主に対して交付するものとする。

(2) 取得を請求することができる期間

平成32年4月1日から平成40年3月30日まで(以下「取得請求期間」という。)とする。

(3) 取得と引換えに交付すべき財産

当行は、第四種優先株式の取得と引換えに、第四種優先株主が取得の請求をした第四種優先株式数に第四種優先株式 1 株当たりの払込金額相当額(ただし、第四種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。)を乗じた額を下記(4)ないし(8)に定める取得価額で除した数の普通株式を交付する。なお、第四種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に 1 株に満たない端数があるときは、会社法第167条第 3 項に従ってこれを取扱う。

(4) 当初取得価額

取得価額は、当初、取得請求期間の初日に先立つ5連続取引日(取得請求期間の初日を含まず、株式会社東京証券取引所(当行の普通株式が複数の金融商品取引所に上場されている場合、取得請求期間の初日に先立つ1年間における出来高が最多の金融商品取引所)における当行の普通株式の終値(気配表示を含む。以下「終値」という。)が算出されない日を除く。)の毎日の終値の平均値に相当する金額(円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切捨てる。)とする。ただし、かかる計算の結果、取得価額が下記(7)に定める下限取得価額を下回る場合は、下限取得価額とする。

(5) 取得価額の修正

取得請求期間において、毎年4月1日および10月1日(以下「決定日」という。)の翌日以降、取得価額は、決定日まで(当日を含む。)の直近の5連続取引日(ただし、終値が算出されない日は除き、決定日が取引日ではない場合は、決定日の直前の取引日までの5連続取引日とする。)の終値の平均値に相当する金額(円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切捨てる。)に修正される。ただし、かかる計算の結果、修正後取得価額が下記(7)に定める下限取得価額を下回る場合は、修正後取得価額は下限取得価額とする。なお、上記5連続取引日の初日以降決定日まで(当日を含む。)の間に、下記(8)に定める取得価額の調整事由が生じた場合、修正後取得価額は、取締役会が適当と判断する金額に調整される。

(6) 上限取得価額

取得価額には上限を設けない。

(7) 下限取得価額

下限取得価額は223円とする(ただし、下記(8)による調整を受ける。)。

- (8) 取得価額の調整
 - イ.第四種優先株式の発行後、次の各号のいずれかに該当する場合には、取得価額(下限取得価額を含む。)を次に定める算式(以下「取得価額調整式」という。)により調整する(以下、調整後の取得価額を「調整後取得価額」という。)。取得価額調整式の計算については、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切捨てる。

 調整後
 #

 取得価額
 *

 既発行
 *

 普通株式数
 *

 1 株当たり時価

 既発行普通株式数
 +

 交付普通株式数
 *

 1 株当たり時価

 既発行普通株式数
 +

 交付普通株式数
 +

 交付普通株式数
 +

 交付普通株式数

()取得価額調整式に使用する1株当たり時価(下記八.()に定義する。以下同じ。)を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合(無償割当ての場合を含む。)(ただし、当行の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式もしくは新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本(8)において同じ。)その他の証券(以下「取得請求権付株式等」という。)、または当行の普通株式の交付と引換えに当行が取得することができる取得条項付株式もしくは取得条項付新株予約権その他の証券(以下「取得条項付株式等」という。)が取得または行使され、これに対して普通株式が交付される場合を除く。)

調整後取得価額は、払込期日(払込期間が定められた場合は当該払込期間の末日とする。以下同じ。)(無償割当ての場合はその効力発生日)の翌日以降、または株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えるためもしくは無償割当てのための基準日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。

()株式の分割をする場合

調整後取得価額は、株式の分割のための基準日に分割により増加する普通株式数(基準日における当行の自己株式である普通株式に関して増加する普通株式数を除く。)が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、その基準日の翌日以降、これを適用する。

()取得価額調整式に使用する1株当たり時価を下回る価額(下記二.に定義する。以下、本()、下記()および()ならびに下記八.()において同じ。)をもって当行の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式等を発行する場合(無償割当ての場合を含む。)

調整後取得価額は、当該取得請求権付株式等の払込期日(新株予約権の場合は割当日)(無償割当ての場合はその効力発生日)に、または株主に取得請求権付株式等の割当てを受ける権利を与えるためもしくは無償割当てのための基準日がある場合はその日に、当該取得請求権付株式等の全部が当初の条件で取得または行使されて普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、その払込期日(新株予約権の場合は割当日)(無償割当ての場合はその効力発生日)の翌日以降、またはその基準日の翌日以降、これを適用する。

上記にかかわらず、上記の普通株式が交付されたものとみなされる日において価額が確定しておらず、後日一定の日(以下「価額決定日」という。)に価額が決定される取得請求権付株式等を発行した場合において、決定された価額が取得価額調整式に使用する1株当たり時価を下回る場合には、調整後取得価額は、当該価額決定日に残存する取得請求権付株式等の全部が価額決定日に確定した条件で取得または行使されて普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、当該価額決定日の翌日以降これを適用する。

()当行が発行した取得請求権付株式等に、価額がその発行日以降に修正される条件(本イ.または ロ.と類似する希薄化防止のための調整を除く。)が付されている場合で、当該修正が行われる日 (以下「修正日」という。)における修正後の価額(以下「修正価額」という。)が取得価額調整式 に使用する1株当たり時価を下回る場合

調整後取得価額は、修正日に、残存する当該取得請求権付株式等の全部が修正価額で取得または行使 されて普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、当該修正日の翌日以 降これを適用する。

なお、かかる取得価額調整式の適用に際しては、下記(a)ないし(c)の場合に応じて、調整後取得価額を適用する日の前日において有効な取得価額に、それぞれの場合に定める割合(以下「調整係数」という。)を乗じた額を調整前取得価額とみなすものとする。

(a) 当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記()または本()による調整が行われていない場合

調整係数は1とする。

(b) 当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記()または本()による調整が行われている場合であって、当該調整後、当該修正日までの間に、上記(5)による取得価額の修正が行われている場合

調整係数は1とする。

ただし、下限取得価額の算定においては、調整係数は、上記()または本()による直前の調整を行う前の下限取得価額を当該調整後の下限取得価額で除した割合とする。

(c) 当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記()または本()による調整が行われている場合であって、当該調整後、当該修正日までの間に、上記(5)による取得価額の修正が行われていない場合

調整係数は、上記()または本()による直前の調整を行う前の取得価額を当該調整後の取得価額で除した割合とする。

()取得条項付株式等の取得と引換えに取得価額調整式に使用される1株当たり時価を下回る価額を もって普通株式を交付する場合

調整後取得価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

ただし、当該取得条項付株式等について既に上記()または()による取得価額の調整が行われている場合には、調整後取得価額は、当該取得と引換えに普通株式が交付された後の完全希薄化後普通株式数(下記ホ.に定義する。)が、当該取得の直前の既発行普通株式数を超えるときに限り、当該超過する普通株式数が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、取得の直前の既発行普通株式数を超えないときは、本()による調整は行わない。

()株式の併合をする場合

調整後取得価額は、株式の併合の効力発生日以降、併合により減少する普通株式数(効力発生日における当行の自己株式である普通株式に関して減少した普通株式数を除く。)を負の値で表示して交付普通株式数とみなして取得価額調整式を適用して算出し、これを適用する。

口.上記イ.()ないし()に掲げる場合のほか、合併、会社分割、株式交換または株式移転等により、 取得価額(下限取得価額を含む。)の調整を必要とする場合は、取締役会が適当と判断する取得価額 (下限取得価額を含む。)に変更される。

八.

- ()取得価額調整式に使用する「1株当たり時価」は、調整後取得価額を適用する日に先立つ5連続取引日(終値が算出されない日を除く。)の終値の平均値とする。ただし、平均値の計算は円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切捨てる。なお、上記5連続取引日の間に、取得価額の調整事由が生じた場合、調整後取得価額は、本(8)に準じて調整する。
- ()取得価額調整式に使用する「調整前取得価額」は、調整後取得価額を適用する日の前日において有効な取得価額とする。

- ()取得価額調整式に使用する「既発行普通株式数」は、基準日がある場合はその日(上記イ.()ないし()に基づき当該基準日において交付されたものとみなされる普通株式数は含まない。)の、基準日がない場合は調整後取得価額を適用する日の1ヶ月前の日の、当行の発行済普通株式数(自己株式である普通株式の数を除く。)に当該取得価額の調整の前に上記イ.および口.に基づき「交付普通株式数」とみなされた普通株式であって未だ交付されていない普通株式数(ある取得請求権付株式等について上記イ.()(b)または(c)に基づく調整が初めて適用される日(当該日を含む。)からは、当該取得請求権付株式等に係る直近の上記イ.()(b)または(c)に基づく調整に先立って適用された上記イ.()または()に基づく調整により「交付普通株式数」とみなされた普通株式数は含まない。)を加えたものとする。
- ()取得価額調整式に使用する「1株当たりの払込金額」とは、上記イ.()の場合には、当該払込金額(無償割当ての場合は0円)(金銭以外の財産による払込の場合には適正な評価額)、上記イ. ()および()の場合には0円、上記イ.()ないし()の場合には価額(ただし、()の場合は修正価額)とする。
- 二.上記イ.()ないし()および上記八.()において「価額」とは、取得請求権付株式等または取得条項付株式等の発行に際して払込みがなされた額(新株予約権の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。)から、その取得または行使に際して当該取得請求権付株式等または取得条項付株式等の所持人に交付される普通株式以外の財産の価額を控除した金額を、その取得または行使に際して交付される普通株式の数で除した金額をいう。
- ホ.上記イ.()において「完全希薄化後普通株式数」とは、調整後取得価額を適用する日の既発行普通株式数から、上記八.()に従って既発行普通株式数に含められている未だ交付されていない普通株式数で当該取得条項付株式等に係るものを除いて、当該取得条項付株式等の取得により交付される普通株式数を加えたものとする。
- へ.上記イ.()ないし()において、当該各行為に係る基準日が定められ、かつ当該各行為が当該基準日以降に開催される当行の株主総会における一定の事項に関する承認決議を停止条件としている場合には、上記イ.()ないし()の規定にかかわらず、調整後取得価額は、当該承認決議をした株主総会の終結の日の翌日以降にこれを適用する。
- ト.取得価額調整式により算出された上記イ.第2文を適用する前の調整後取得価額と調整前取得価額と の差額が1円未満にとどまるときは、取得価額の調整は、これを行わない。ただし、その後取得価額 調整式による取得価額の調整を必要とする事由が発生し、取得価額を算出する場合には、取得価額調 整式中の調整前取得価額に代えて調整前取得価額からこの差額を差し引いた額(ただし、円位未満小 数第2位までを算出し、その小数第2位を切捨てる。)を使用する。

(9) 合理的な措置

上記(4) ないし(8) に定める取得価額(第6項(2) に定める一斉取得価額を含む。以下、本(9) において同じ。) は、希薄化防止および異なる種類の株式の株主間の実質的公平の見地から解釈されるものとし、その算定が困難となる場合または算定の結果が不合理となる場合には、当行の取締役会は、取得価額の適切な調整その他の合理的に必要な措置をとるものとする。

(10) 取得請求受付場所

みずほ信託銀行株式会社

(11) 取得請求の効力発生

取得請求の効力は、取得請求に要する書類が上記(10)に記載する取得請求受付場所に到着した時に発生する。

5. 金銭を対価とする取得条項

(1) 金銭を対価とする取得条項

当行は、平成32年4月1日以降、取締役会が別に定める日(以下「取得日」という。)が到来したときは、第四種優先株主または第四種優先信託受託者、第四種優先登録株式質権者に対して、取得日から2週間以上の事前通知を行ったうえで、法令上可能な範囲で、第四種優先株式の全部または一部を取得することができる。ただし、取締役会は、当該取締役会の開催日までの10連続取引日(開催日を含む。)の全ての日において終値が下限取得価額を下回っている場合で、かつ、金融庁の事前承認を得ている場合に限り、取得日を定めることができる。この場合、当行は、かかる第四種優先株式を取得するのと引換えに、下記(2)に定める財産を第四種優先株主に対して交付するものとする。なお、第四種優先株式の一部を取得するときは、按分比例の方法による。取得日の決定後も第4項(1)に定める取得請求権の行使は妨げられないものとする。

(2) 取得と引換えに交付すべき財産

当行は、第四種優先株式の取得と引換えに、第四種優先株式1株につき、第四種優先株式1株当たりの払込金額相当額(ただし、第四種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。)に経過第四種優先期末配当金相当額を加えた額の金銭を交付する。なお、本(2)においては、第2項(3)に定める経過第四種優先期末配当金相当額の計算における「残余財産の分配が行われる日」および「分配日」をいずれも「取得日」と読み替えて、経過第四種優先期末配当金相当額を計算する。

6. 普通株式を対価とする取得条項

(1) 普通株式を対価とする取得条項

当行は、取得請求期間の末日までに当行に取得されていない第四種優先株式の全てを、取得請求期間の末日の翌日(以下「一斉取得日」という。)をもって一斉取得する。この場合、当行は、かかる第四種優先株式を取得するのと引換えに、各第四種優先株主に対し、その有する第四種優先株式数に第四種優先株式 1 株当たりの払込金額相当額(ただし、第四種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。)を乗じた額を下記(2)に定める普通株式の時価(以下「一斉取得価額」という。)で除した数の普通株式を交付するものとする。第四種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数がある場合には、会社法第234条に従ってこれを取扱う。

(2) 一斉取得価額

一斉取得価額は、一斉取得日に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日(終値が算出されない日を除く。)の毎日の終値の平均値に相当する金額(円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切捨てる。)とする。ただし、かかる計算の結果、一斉取得価額が下限取得価額を下回る場合は、一斉取得価額は下限取得価額とする。

7.株式の分割または併合および株式無償割当て

(1) 分割または併合

当行は、定款により制限を受ける場合を除き、株式の分割または併合を行うときは、普通株式および第四種優先株式の種類ごとに、同時に同一の割合で行う。

(2) 株式無償割当て

当行は、定款により制限を受ける場合を除き、株式無償割当てを行うときは、普通株式および第四種優 先株式の種類ごとに、当該種類の株式の無償割当てを、同時に同一の割合で行う。

8.優先順位

第一種優先株式、第二種優先株式、第三種優先株式および第四種優先株式にかかる優先期末配当金、優先中間配当金および残余財産の分配における支払順位は、それぞれ同順位とする。

9. 法令变更等

法令の変更等に伴い本要項の規定について読み替えその他の措置が必要となる場合には、当行の取締役会 は合理的に必要な措置を講じる。

10. その他

上記各項は、各種の法令に基づく許認可等の効力発生を条件とする。

(注)5.第一回第一種優先株式、第二回第二種優先株式及び第四回第四種優先株式については、単元株式数は100株であります。また、会社法第322条第2項に規定する定款の定めはありません。なお、剰余金の配当及び残余財産の分配について普通株式に優先すること等の株式の内容との関係から、法令に別段の定めがある場合を除くほか、株主総会において議決権を有しないとしております。

(2)【新株予約権等の状況】 該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

第一回第一種優先株式 該当事項はありません。

第三回第三種優先株式

該当事項はありません。

なお、平成25年7月4日付で、第三回第三種優先株式の全株式(17,150千株)を取得及び消却しております。

第四回第四種優先株式 該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増 減額 (百万円)	資本準備金残 高(百万円)
平成25年7月4日(注)	17,150	63,372	-	57,941	-	2,792

(注)第三回第三種優先株式17,150千株について、平成25年7月1日取締役会において取得及び消却を決議し、平成25年7月4日付で当該株式の取得及び消却手続きを完了いたしました。

(6)【大株主の状況】

平成25年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区丸の内1-3-3	15,833,910	24.98
明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内2-1-1	2,028,200	3.20
坂本飼料株式会社	千葉県銚子市松岸町3-216-1	1,349,700	2.12
日本トラスティ・サービス信託銀 行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1-8-11	1,270,400	2.00
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町 2 - 11 - 3	1,194,200	1.88
株式会社損害保険ジャパン	東京都新宿区西新宿1-26-1	1,148,900	1.81
みずほ信託銀行株式会社	東京都中央区八重洲1-2-1	926,800	1.46
千葉興業銀行行員持株会	千葉県千葉市美浜区幸町 2 - 1 - 2	758,717	1.19
京葉瓦斯株式会社	千葉県市川市市川南2-8-8	687,806	1.08
安田不動産株式会社	東京都千代田区神田錦町 2 - 11 TG安田ビル	646,160	1.01
計		25,844,793	40.78

なお、所有株式に係る議決権の個数の多い順上位10名は、以下のとおりであります。

平成25年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有議決権数 (個)	総株主の議決権に 対する所有議決権 数の割合(%)
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区丸の内1-3-3	95,839	18.96
明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内2-1-1	18,282	3.61
日本トラスティ・サービス信託銀 行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1-8-11	12,704	2.51
坂本飼料株式会社	千葉県銚子市松岸町3-216-1	12,497	2.47
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2-11-3	11,942	2.36
株式会社損害保険ジャパン	東京都新宿区西新宿1-26-1	10,889	2.15
みずほ信託銀行株式会社	東京都中央区八重洲1-2-1	9,268	1.83
千葉興業銀行行員持株会	千葉県千葉市美浜区幸町 2 - 1 - 2	7,587	1.50
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4)	東京都中央区晴海1-8-11	6,459	1.27
京葉瓦斯株式会社	千葉県市川市市川南2-8-8	5,878	1.16
計		191,345	37.87

(7)【議決権の状況】 【発行済株式】

平成25年9月30日現在

区分	株式数	汝(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	第二回第二	-種優先株式 1,250,000 -種優先株式 5,000,000 -種優先株式		前記「1 株式等の状況」の「(1)株式の総数等」に記載しております。
議決権制限株式(自己株式等)		6,400,000		-
議決権制限株式(その他)		-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式	56,000		前記「1 株式等の状況」の「(1)株式の総数等」に記載しております。
完全議決権株式(その他)	普通株式	50,523,400	505,234	同上
単元未満株式	普通株式	142,645		同上
発行済株式総数		63,372,045		
総株主の議決権			505,234	

【自己株式等】

平成25年9月30日現在

所有者の氏名又 は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株 式数(株)	所有株式数の合 計(株)	発行済株式総数に対 する所有株式数の割 合(%)
株式会社千葉興業 銀行	千葉市美浜区幸町 2 - 1 - 2	56,000	-	56,000	0.08
計		56,000	-	56,000	0.08

2【役員の状況】

- (1)新任役員該当事項はありません。
- (2) 退任役員 該当事項はありません。
- (3) 役職の異動 該当事項はありません。

第4【経理の状況】

- 1. 当行は、特定事業会社(企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社)に該当するため、第2四半期会計期間については、中間連結財務諸表及び中間財務諸表を作成しております。
- 2.当行の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成11年大蔵省令第24号。以下、「中間連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に準拠しております。
- 3. 当行の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号。以下、「中間財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に準拠しております。
- 4.当行は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間連結会計期間(自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)の中間連結財務諸表及び中間会計期間(自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)の中間財務諸表について、新日本有限責任監査法人の中間監査を受けております。

1【中間連結財務諸表】 (1)【中間連結貸借対照表】

(単位:百万円)

	 前連結会計年度 (平成25年 3 月31日)	当中間連結会計期間 (平成25年9月30日)
資産の部	(110 111 110 11)	(, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
現金預け金	40,493	60,445
コールローン及び買入手形	80,000	50,000
買入金銭債権	8,507	1,560
商品有価証券	132	125
有価証券	^{7, 11} 541,215	^{7, 11} 511,098
貸出金	1, 2, 3, 4, 5, 6, 8	1, 2, 3, 4, 5, 6, 8
外国為替	⁵ 2,169	⁵ 2,609
その他資産	⁷ 29,048	⁷ 27,697
有形固定資産	⁹ 20,204	⁹ 20,209
無形固定資産	2,784	2,867
繰延税金資産	17,715	17,374
支払承諾見返	22,766	17,269
貸倒引当金	14,193	13,483
資産の部合計	2,405,813	2,383,522
負債の部		
預金	⁷ 2,153,266	⁷ 2,194,218
譲渡性預金	5,170	3,180
借用金	¹⁰ 21,563	^{7, 10} 17,513
外国為替	24	12
その他負債	14,293	20,714
退職給付引当金	6,149	6,411
役員退職慰労引当金	138	154
睡眠預金払戻損失引当金	698	575
支払承諾	22,766	17,269
負債の部合計	2,224,072	2,260,051
純資産の部	57.044	F7 044
資本金	57,941	57,941
資本剰余金 利益剰余金	64,792 48,991	4,566
自己株式	46,991	51,459 65
株主資本合計	171,661	113,902
その他の包括利益界計算会計	8,289	7,592
その他の包括利益累計額合計	8,289	7,592
少数株主持分	1,790	1,976
純資産の部合計	181,741	123,471
負債及び純資産の部合計	2,405,813	2,383,522

(2)【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】 【中間連結損益計算書】

(単位:百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)
経常収益	26,329	26,164
資金運用収益	15,920	15,585
(うち貸出金利息)	13,068	12,727
(うち有価証券利息配当金)	2,694	2,600
役務取引等収益	3,926	4,452
その他業務収益	1,267	1,098
その他経常収益	¹ 5,214	1 5,028
経常費用	20,445	20,438
資金調達費用	702	669
(うち預金利息)	574	537
役務取引等費用	1,362	1,430
その他業務費用	499	210
営業経費	12,917	12,945
その他経常費用	² 4,962	² 5,181
経常利益	5,883	5,725
特別損失	82	66
固定資産処分損	25	10
減損損失	57	56
税金等調整前中間純利益	5,801	5,658
法人税、住民税及び事業税	257	526
法人税等調整額	616	761
法人税等合計	874	1,287
少数株主損益調整前中間純利益	4,926	4,371
少数株主利益	112	174
中間純利益	4,813	4,196

【中間連結包括利益計算書】

【个间连和它的创画时并自】		(単位:百万円)
	前中間連結会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)
少数株主損益調整前中間純利益	4,926	4,371
その他の包括利益	802	685
その他有価証券評価差額金	802	685
中間包括利益	4,124	3,685
(内訳)		
親会社株主に係る中間包括利益	4,061	3,499
少数株主に係る中間包括利益	62	185

(単位:百万円)

(3)【中間連結株主資本等変動計算書】

	前中間連結会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	57,941	57,941
当中間期変動額		
当中間期変動額合計	<u>-</u>	-
当中間期末残高	57,941	57,941
資本剰余金		
当期首残高	32,792	64,792
当中間期変動額		
自己株式の消却		60,226
当中間期変動額合計	<u> </u>	60,226
当中間期末残高	32,792	4,566
利益剰余金		
当期首残高	41,735	48,991
当中間期変動額		
剰余金の配当	1,419	1,727
中間純利益	4,813	4,196
当中間期変動額合計	3,394	2,468
当中間期末残高	45,130	51,459
自己株式		
当期首残高	64	64
当中間期変動額		
自己株式の取得	0	60,227
自己株式の消却		60,226
当中間期変動額合計	0	0
当中間期末残高	64	65
株主資本合計		
当期首残高	132,406	171,661
当中間期変動額		
剰余金の配当	1,419	1,727
中間純利益	4,813	4,196
自己株式の取得	0	60,227
自己株式の消却	-	-
当中間期変動額合計	3,394	57,758
当中間期末残高	135,800	113,902

(単位:百万円)

		至 平成25年9月30日)
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	669	8,289
当中間期变動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額) -	752	697
当中間期変動額合計	752	697
当中間期末残高	83	7,592
当期首残高	669	8,289
当中間期变動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額) -	752	697
当中間期変動額合計	752	697
当中間期末残高	83	7,592
少数株主持分 		
当期首残高	1,602	1,790
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純 額)	62	185
当中間期变動額合計	62	185
当中間期末残高	1,665	1,976
当期首残高	134,678	181,741
当中間期変動額		
剰余金の配当	1,419	1,727
中間純利益	4,813	4,196
自己株式の取得	0	60,227
自己株式の消却	-	-
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純 額) -	689	511
当中間期変動額合計	2,704	58,269
当中間期末残高	137,382	123,471

(4)【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位:百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前中間純利益	5,801	5,658
減価償却費	926	1,115
減損損失	57	56
貸倒引当金の増減()	1,151	710
退職給付引当金の増減額(は減少)	215	262
役員退職慰労引当金の増減額(は減少)	21	16
睡眠預金払戻損失引当金の増減()	136	122
資金運用収益	15,920	15,585
資金調達費用	702	669
有価証券関係損益()	163	556
為替差損益(は益)	130	174
固定資産処分損益(は益)	25	10
商品有価証券の純増()減	34	6
貸出金の純増(一)減	34,057	30,777
預金の純増減()	48,914	40,951
譲渡性預金の純増減()	1,160	1,990
借用金(劣後特約付借入金を除く)の純増減 ()	13,049	1,449
預け金(日銀預け金を除く)の純増()減	214	1,453
コールローン等の純増()減	6,514	36,946
外国為替(資産)の純増()減	367	440
外国為替(負債)の純増減()	3	12
資金運用による収入	16,039	16,285
資金調達による支出	960	715
その他	1,911	6,767
小計	29,933	60,562
法人税等の支払額	135	429
営業活動によるキャッシュ・フロー -	29,797	60,133
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	95,864	83,073
有価証券の売却による収入	31,510	62,636
有価証券の償還による収入	37,294	50,175
有形固定資産の取得による支出	652	719
無形固定資産の取得による支出	601	465
投資活動によるキャッシュ・フロー -	28,313	28,552
財務活動によるキャッシュ・フロー		
劣後特約付借入金の返済による支出	-	5,500
配当金の支払額	1,419	1,727
自己株式の取得による支出	0	60,227
財務活動によるキャッシュ・フロー	1,419	67,455
現金及び現金同等物に係る換算差額	130	174
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	194	21,406
- 現金及び現金同等物の期首残高	24,104	32,839
	1 24,299	¹ 54,245
元並及び元並回せ物以下囘朔 <u></u> 八戊回 -		

【注記事項】

【中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

1.連結の範囲に関する事項

連結子会社 4社

ちば興銀カードサービス株式会社

ちば興銀ビジネスサービス株式会社

千葉総合リース株式会社

ちば興銀コンピュータソフト株式会社

2.持分法の適用に関する事項 該当事項はありません。

3.連結子会社の中間決算日等に関する事項 連結子会社の中間決算日は親会社と同一であります。

4. 開示対象特別目的会社に関する事項 該当事項はありません。

- 5.会計処理基準に関する事項
 - (1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行っております。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券については原則として中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

(4) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く)

当行の有形固定資産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。)については定額法)を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物:14年~50年 その他:3年~20年

連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。

無形固定資産(リース資産を除く)

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間(主として5年)に基づいて償却しております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

(5)貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。)に係る債権 及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお 書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を 控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性 が大きいと認められる債務者(以下、「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保 の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に 判断し必要と認める額を計上しております。

四半期報告書

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は43,197百万円(前連結会計年度末は43,669百万円)であります。

連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒 懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しておりま す。

(6) 退職給付引当金の計上基準

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりであります。

数理計算上の差異:各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年及び13年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理

なお、会計基準変更時差異(4,863百万円)については、15年による按分額を費用処理することとし、当中間連結会計期間においては同按分額に12分の6を乗じた額を計上しております。

(7) 役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間連結会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。

(8) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将 来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(9) 外貨建の資産・負債の本邦通貨への換算基準

当行の外貨建資産・負債は、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

(10) リース取引の処理方法

(借主側)

当行及び連結子会社の所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する連結会計年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

(貸主側)

リース取引開始日が「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号平成19年3月30日)適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号平成19年3月30日)第81項に基づき、同会計基準適用初年度の前連結会計年度末における固定資産の適正な帳簿価額(減価償却累計額控除後)をリース投資資産の期首の価額として計上しております。

なお、同適用指針第80項を適用した場合と比べ、税金等調整前中間純利益は29百万円(前中間連結会計期間は42百万円)増加しております。

(11) 重要な収益及び費用の計上基準

ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準

リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

(12) 重要なヘッジ会計の方法

為替変動リスク・ヘッジ

当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における 外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告 第25号)に規定する繰延ヘッジによっております。

ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

(13)中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。

(14)消費税等の会計処理

当行及び連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、一部の連結子会社を除き税抜方式によっております。

(中間連結貸借対照表関係)

1.貸出金のうち破綻先債権額及び延滞債権額は次のとおりであります。

前連結会計年度 (平成25年3月31日) 当中間連結会計期間(平成25年9月30日)

破綻先債権額

930百万円

1,109百万円

延滞債権額

42,830百万円

40,660百万円

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

2.貸出金のうち3ヵ月以上延滞債権額は次のとおりであります。

前連結会計年度 (平成25年3月31日) 当中間連結会計期間(平成25年9月30日)

3ヵ月以上延滞債権額

- 百万円

143百万円

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

3.貸出金のうち貸出条件緩和債権額は次のとおりであります。

前連結会計年度 (平成25年3月31日) 当中間連結会計期間(平成25年9月30日)

貸出条件緩和債権額

7,915百万円

8,033百万円

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支 払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債 権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。

4.破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は次のとおりであります。

前連結会計年度 (平成25年3月31日) 当中間連結会計期間(平成25年9月30日)

合計額

51,675百万円

49,947百万円

なお、上記1.から4.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

5.手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計 士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業 手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有してお りますが、その額面金額は次のとおりであります。

前連結会計年度 (平成25年3月31日) 当中間連結会計期間(平成25年9月30日)

10,613百万円

9,123百万円

6.ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基 づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、中間連結貸借対照表(前連結貸借 対照表)計上額は次のとおりであります。

前連結会計年度 (平成25年3月31日)

当中間連結会計期間 (平成25年9月30日)

2,004百万円

2,003百万円

7.担保に供している資産は次のとおりであります。

前連結会計年度 (平成25年3月31日)

当中間連結会計期間 (平成25年9月30日)

担保に供している資産

有価証券

担保資産に対応する債務

預金

235 "

49,225百万円

49,173百万円

622 借用金 1,173

上記のほか、為替決済等の取引の担保として、次のものを差し入れております。

前連結会計年度 (平成25年3月31日)

当中間連結会計期間 (平成25年9月30日)

有価証券 18,448百万円 18,515百万円

その他資産 55百万円 55百万円 また、その他資産には、先物取引差入証拠金及び保証金が含まれておりますが、その金額は次のとおりであ

ります。

前連結会計年度 (平成25年3月31日)

当中間連結会計期間 (平成25年9月30日)

先物取引差入証拠金 3百万円 3百万円 保証金 1,763百万円 1.730百万円

8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合 に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であ ります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

> 前連結会計年度 (平成25年3月31日)

当中間連結会計期間 (平成25年9月30日)

融資未実行残高

437.143百万円

428.318百万円

うち契約残存期間が1年以内のもの

388,432百万円

360,844百万円

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ず しも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多 くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込 みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約 時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内 (社内)手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じており ます。

9. 有形固定資産の減価償却累計額

前連結会計年度 (平成25年3月31日) 当中間連結会計期間 (平成25年9月30日)

減価償却累計額 21,605百万円 21,948百万円

33,170百万円

10.借用金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金が含まれております。

前連結会計年度 (平成25年 3 月31日) 劣後特約付借入金 当中間連結会計期間 (平成25年 9 月30日) 5,000百万円

11.有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の

額 前連結会計年度 (平成25年 3 月31日) 前連結会計期間 (平成25年 9 月30日)

31,681百万円

(中間連結損益計算書関係)

1.その他経常収益には、次のものを含んでおります。

前中間連結会計期間 当中間連結会計期間 (自 平成24年4月1日 (自 平成25年4月1日 平成24年9月30日) 至 至 平成25年9月30日) 貸倒引当金戻入益 345百万円 - 百万円 償却債権取立益 806百万円 777百万円

2. その他経常費用には、次のものを含んでおります。

前中間連結会計期間 当中間連結会計期間 (自 平成24年4月1日 (自 平成25年4月1日 至 平成24年9月30日) 至 平成25年9月30日) 貸出金償却 876百万円 812百万円 貸倒引当金繰入額 - 百万円 213百万円 株式等償却 182百万円 - 百万円

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

前中間連結会計期間(自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)

1.発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千株)

					(十四・1개)
	当連結会計年度 期首株式数	当中間連結会計 期間増加株式数	当中間連結会計 期間減少株式数	当中間連結会計 期間末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	50,722	-	-	50,722	
第一回第一種優先株式	1,250	-	-	1,250	
第二回第二種優先株式	5,000	-	-	5,000	
第三回第三種優先株式	17,150	-	-	17,150	
合 計	74,122	-	-	74,122	
自己株式					
普通株式	54	0	-	54	(注)
合 計	54	0	-	54	

(注)単元未満株式の買取りによる増加であります。

2.配当に関する事項

当中間連結会計期間中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当 額(円)	基準日	効力発生日
	第一回第一種 優先株式	125	100	平成24年 3 月31日	平成24年 6 月29日
平成24年 6 月28日 定時株主総会	第二回第二種 優先株式	520	104	平成24年 3 月31日	平成24年 6 月29日
	第三回第三種 優先株式	774	45.15	平成24年 3 月31日	平成24年 6 月29日

当中間連結会計期間(自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)

1.発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千株)

	当連結会計年度 期首株式数	当中間連結会計 期間増加株式数	当中間連結会計 期間減少株式数	当中間連結会計 期間末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	50,722	-	1	50,722	
第一回第一種優先株式	1,250	-	1	1,250	
第二回第二種優先株式	5,000	-	1	5,000	
第三回第三種優先株式	17,150	-	17,150		(注)1
第四回第四種優先株式	6,400	-	1	6,400	
合 計	80,522	-	17,150	63,372	
自己株式					
普通株式	55	0	-	56	(注)2
第三回第三種優先株式	-	17,150	17,150	-	(注)3
合 計	55	17,150	17,150	56	

- (注) 1. 平成25年7月の自己株式17,150千株消却に伴うものであります。
 - 2. 単元未満株式の買取りによる増加であります。
 - 3. 平成25年7月の自己株式17,150千株取得及び消却に伴うものであります。

2.配当に関する事項

当中間連結会計期間中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当 額(円)	基準日	効力発生日
	第一回第一種 優先株式	125	100	平成25年3月31日	平成25年 6 月28日
平成25年 6 月27日	第二回第二種 優先株式	520	104	平成25年3月31日	平成25年 6 月28日
定時株主総会	第三回第三種 優先株式	774	45.15	平成25年3月31日	平成25年 6 月28日
	第四回第四種 優先株式	308	48.22	平成25年 3 月31日	平成25年 6 月28日

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1. 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前中間連結会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)
現金預け金勘定	32,206百万円	
定期預け金	5,000 "	5,000 "
その他預け金	2,906 "	1,199 "
現金及び現金同等物	24,299 "	54,245 "

(リース取引関係)

ファイナンス・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引 (借主側)

1.リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額前連結会計年度(平成25年3月31日)

(単位:百万円)

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	減損損失累計額相当額	年度末残高相当額
有形固定資産	8	8	-	0
無形固定資産	-	-	-	-
合 計	8	8	-	0

当中間連結会計期間(平成25年9月30日)

(単位:百万円)

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	減損損失累計額相当額	中間連結会計期間末 残高相当額
有形固定資産	6	6	-	0
無形固定資産	1	-	-	-
合 計	6	6	-	0

2. 未経過リース料期末残高相当額等

(単位:百万円)

	前連結会計年度 (平成25年 3 月31日)	当中間連結会計期間 (平成25年9月30日)
1 年内	1	1
1 年超	0	-
合 計	1	1
リース資産減損勘定の残高	-	-

3. 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失

(単位:百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)
支払リース料	1	0
リース資産減損勘定の取崩額	-	-
減価償却費相当額	0	0
支払利息相当額	0	0
減損損失	-	-

4.減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法により償却しております。

5. 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各中間連結会計期間への配分方法については、利息法によっております。

(貸主側)

転リース取引に該当し、かつ、利息相当額控除前の金額で(中間)連結貸借対照表に計上している額

1.リース投資資産

. リース投資資産		(単位:百万円)
	前連結会計年度 (平成25年 3 月31日)	当中間連結会計期間 (平成25年9月30日)
その他資産	411	364

2.リース債務 (単位:百万円)

	前連結会計年度 (平成25年 3 月31日)	当中間連結会計期間 (平成25年9月30日)
その他負債	410	365

(金融商品関係)

金融商品の時価等に関する事項

中間連結貸借対照表計上額(連結貸借対照表計上額)、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。 なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません((注2) 参照)。

前連結会計年度(平成25年3月31日)

(単位:百万円)

	連結貸借対照表計上額	時 価	差額
(1)現金預け金	40,493	40,603	110
(2) コールローン及び買入手形	80,000	80,000	-
(3)商品有価証券			
売買目的有価証券	132	132	-
(4)有価証券			
満期保有目的の債券	41,673	41,618	55
その他有価証券	497,324	497,324	-
(5)貸出金	1,654,970		
貸倒引当金(*1)	11,914		
	1,643,055	1,656,521	13,466
資産計	2,302,678	2,316,200	13,521
(1)預金	2,153,266	2,153,614	347
負債計	2,153,266	2,153,614	347
デリバティブ取引(*2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	311	311	-
デリバティブ取引計	311	311	-

^(*1)貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

^(*2)その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。 デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

	中間連結貸借 対照表計上額	時 価	差額
(1) 現金預け金	60,445	60,568	123
(2) コールローン及び買入手形	50,000	50,000	-
(3)商品有価証券			
売買目的有価証券	125	125	-
(4)有価証券			
満期保有目的の債券	42,165	42,080	85
その他有価証券	466,689	466,689	-
(5)貸出金	1,685,747		
貸倒引当金(*1)	11,789		
	1,673,957	1,687,365	13,407
資産計	2,293,383	2,306,829	13,445
(1)預金	2,194,218	2,194,488	270
負債計	2,194,218	2,194,488	270
デリバティブ取引(*2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	330	330	-
デリバティブ取引計	330	330	-

^(*1)貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(*2) その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。 デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

(注1)金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、将来キャッシュ・フローを見積もり、リスク・フリーに近い市場利子率で割り引くことにより算定しております。

(2) コールローン及び買入手形

これらは、約定期間が短期間(1年以内)であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 商品有価証券

ディーリング業務のために保有している債券等の有価証券については、取引所の価格又は取引金融機関から 提示された価格によっております。

(4) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格によっております。自行保証付私募債は、発行体の信用リスクを反映した将来 キャッシュ・フローを見積もり、リスク・フリーに近い市場利子率で割り引いて算出しております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「(有価証券関係)」に記載しております。

(5)貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利による事業性貸出は、債務者の内部格付及び期間に基づく区分ごとに、保全を考慮した予想デフォルト率により算出した将来キャッシュ・フローを、リスク・フリーに近い市場利子率で割り引いて時価を算定しております。固定金利による住宅ローン及び消費者ローンは、期間に基づく区分ごとに、元利金合計額を、同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引くことにより時価を算定しております。なお、約定期間が短期間(1年以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は中間連結決算日 (連結決算日)における中間連結貸借対照表 (連結貸借対照表)上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

<u>負</u>債

(1) 預金

要求払預金については、中間連結決算日(連結決算日)に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する表示利率を用いております。なお、預入期間が短期間(1年以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については、「(デリバティブ取引関係)」に記載しております。

(注2)時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の中間連結貸借対照表(連結貸借対照表)計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(4)その他有価証券」には含まれておりません。

(単位:百万円)

区分	前連結会計年度 (平成25年 3 月31日)	当中間連結会計期間 (平成25年9月30日)
非上場株式(*1)	2,214	2,240
組合出資金(*2)	2	2
合 計	2,216	2,243

- (*1)非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから 時価開示の対象とはしておりません。
- (*2)組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

(有価証券関係)

- 「子会社株式及び関連会社株式」については、中間財務諸表における注記事項として記載しております。
- 1.満期保有目的の債券

前連結会計年度(平成25年3月31日現在)

	種類	連結貸借対照表計上 額(百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
	国債	6,992	7,142	150
	地方債	-	-	-
│ 時価が連結貸借対照表 │ 計上額を超えるもの	社債	24,220	24,429	209
	その他	-	•	•
	小計	31,212	31,571	359
	国債	-	•	-
	地方債	-	•	-
時価が連結貸借対照表 計上額を超えないもの	社債	7,461	7,400	60
	その他	3,000	2,645	354
	小計	10,461	10,046	414
合計		41,673	41,618	55

	種類	中間連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
	国債	6,995	7,081	86
 時価が中間連結貸借対	地方債	-	-	-
照表計上額を超えるも	社債	23,021	23,209	188
Ø	その他	-	•	-
	小計	30,016	30,290	274
	国債	-	•	-
 時価が中間連結貸借対	地方債	-	•	-
照表計上額を超えない	社債	10,149	9,955	193
もの	その他	2,000	1,834	165
	小計	12,149	11,789	359
合計		42,165	42,080	85

2 . その他有価証券

前連結会計年度(平成25年3月31日現在)

	種類	連結貸借対照表計上 額(百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
	株式	17,379	10,845	6,534
	債券	385,422	379,428	5,993
 連結貸借対照表計上額	国債	146,078	144,921	1,157
が取得原価を超えるも	地方債	62,725	60,652	2,072
σ	社債	176,618	173,854	2,764
	その他	24,638	22,759	1,879
	小計	427,440	413,032	14,407
	株式	3,355	3,681	326
	債券	34,507	34,654	146
 連結貸借対照表計上額	国債	31,364	31,496	132
が取得原価を超えない	地方債	1,065	1,066	1
もの	社債	2,077	2,090	13
	その他	32,022	33,814	1,791
	小計	69,884	72,150	2,265
合計		497,324	485,183	12,141

	種類	中間連結貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
	株式	22,883	14,294	8,589
	債券	371,784	367,782	4,001
 中間連結貸借対照表計	国債	159,351	158,641	710
上額が取得原価を超え	地方債	52,846	51,229	1,617
るもの	社債	159,586	157,912	1,674
	その他	18,929	18,253	676
	小計	413,598	400,330	13,267
	株式	723	882	159
	債券	14,382	14,404	22
 中間連結貸借対照表計	国債	10,275	10,282	7
上額が取得原価を超え	地方債	2,005	2,012	6
ないもの	社債	2,101	2,108	7
	その他	37,985	40,036	2,050
	小計	53,091	55,323	2,231
合計		466,689	455,653	11,035

(金銭の信託関係)

- 1 . 満期保有目的の金銭の信託 該当事項はありません。
- 2. その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外) 該当事項はありません。

(その他有価証券評価差額金)

中間連結貸借対照表(連結貸借対照表)に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであ ります。

前連結会計年度(平成25年3月31日現在)

	金額(百万円)
評価差額	12,141
その他有価証券	12,141
その他の金銭の信託	-
(+)繰延税金資産(又は())繰延税金負債)	3,640
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	8,501
() 少数株主持分相当額	211
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る 評価差額金のうち親会社持分相当額	-
その他有価証券評価差額金	8,289

	金額 (百万円)
評価差額	11,035
その他有価証券	11,035
その他の金銭の信託	-
(+)繰延税金資産(又は())繰延税金負債)	3,220
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	7,815
() 少数株主持分相当額	223
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る 評価差額金のうち親会社持分相当額	-
その他有価証券評価差額金	7,592

(デリバティブ取引関係)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの中間連結決算日(連結決算日)における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引

前連結会計年度(平成25年3月31日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価(百万円)	評価損益 (百万円)
	金利先物				
	売建	-	-	-	-
金融商品	買建	-	-	-	-
取引所	金利オプション				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
	金利先渡契約				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
	金利スワップ				
	受取固定・支払変動	31,342	27,656	701	701
	受取変動・支払固定	31,342	27,656	373	373
店頭	受取変動・支払変動	-	-	-	-
	金利オプション				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
	その他				
	売建	3,090	3,028	12	12
	買建	3,090	3,028	12	12
	合 計			328	328

- (注) 1.上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。
 - 2. 時価の算定

取引所取引につきましては、東京金融取引所等における最終の価格によっております。店頭取引につきましては、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

当中間連結会計期間(平成25年9月30日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価(百万円)	評価損益 (百万円)
	金利先物				
	売建	-	-	-	-
金融商品	買建	-	-	-	-
取引所	金利オプション				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
	金利先渡契約				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
	金利スワップ				
	受取固定・支払変動	26,642	23,374	554	554
	受取変動・支払固定	26,642	23,374	269	269
店頭	受取変動・支払変動	-	-	-	-
	金利オプション				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
	その他				
	売建	6,648	6,573	79	79
	買建	6,648	6,573	79	79
	合 計			285	285

- (注)1.上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。
 - 2.時価の算定

取引所取引につきましては、東京金融取引所等における最終の価格によっております。店頭取引につきましては、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

(2)通貨関連取引

前連結会計年度(平成25年3月31日現在)

	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価(百万円)	評価損益 (百万円)
	通貨先物				
	売建	-	-	-	-
金融商品	買建	-	-	-	-
取引所	通貨オプション				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
	通貨スワップ	50,105	23,616	15	15
	為替予約				
	売建	4,286	-	27	27
	買建	946	-	6	6
作品	通貨オプション				
店頭	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
	その他				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	_
	合 計			17	17

- (注)1.上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。
 - 2.時価の算定 割引現在価値等により算定しております。

	当中间連結会計期间(平成25年 9 月30日現在)						
	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価(百万円)	評価損益 (百万円)		
	通貨先物						
	売建	-	-	-	-		
金融商品	買建	-	-	-	-		
取引所	通貨オプション						
	売建	-	-	-	-		
	買建	-	-	-	-		
	通貨スワップ	53,348	33,539	22	22		
	為替予約						
	売建	4,681	-	40	40		
	買建	1,701	-	17	17		
占頭	通貨オプション						
/白頭	売建	-	-	-	-		
	買建	-	-	-	-		
	その他						
	売建	-	-	-	-		
	買建	-	-	-	-		
	合 計			44	44		

- (注)1.上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。
 - 2.時価の算定 割引現在価値等により算定しております。
 - (3)株式関連取引 該当事項はありません。
 - (4)債券関連取引 該当事項はありません。
 - (5) 商品関連取引 該当事項はありません。
 - (6) クレジット・デリバティブ取引 該当事項はありません。
 - 2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引
 - (1) 金利関連取引 該当事項はありません。
 - (2)通貨関連取引 該当事項はありません。
 - (3)株式関連取引 該当事項はありません。
 - (4)債券関連取引 該当事項はありません。
 - (ストック・オプション等関係) 該当事項はありません。
 - (資産除去債務関係) 該当事項はありません。
 - (賃貸等不動産関係) 賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため記載を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1.報告セグメントの概要

当行グループの報告セグメントは、当行グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当行グループは、銀行本体における銀行業務を中心に、各連結子会社においてリース業務、信用保証業務及びクレジットカード業務などの金融サービスに係る事業を行っております。

したがって、当行グループは、当行及び連結子会社を基礎とした金融サービスに係る事業別のセグメントから構成されており、「銀行業」、「リース業」及び「信用保証・クレジットカード業」の3つを報告セグメントとしております。

「銀行業」は、預金業務、貸出業務、内国為替業務、外国為替業務など、総合的に銀行業務を行っております。「リース業」は、リース業務を営んでおります。「信用保証・クレジットカード業」は、信用保証業務、クレジットカード業務、一般貸金業務を営んでおります。

当中間連結会計期間から、従来「その他」に含まれていた「信用保証・クレジットカード業」について量 的重要性が増したため報告セグメントとして記載する方法に変更しております。

なお、前中間連結会計期間のセグメント情報は、当中間連結会計期間の報告セグメントの区分に基づき作成したものを開示しております。

2.報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法 報告されている事業セグメントの会計処理方法は、「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と同一であります。報告セグメントの利益又は損失は、経常利益ベースの数値であります。

セグメント間の内部経常収益は第三者間取引価格に基づいております。

3.報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前中間連結会計期間(自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)

(単位:百万円)

	報告セグメント						 中間連結	
	銀行業	リース業	信用保証 ・クレジッ トカード業	計	その他	合計	調整額	財務諸表計上額
経常収益								
外部顧客に対する経 常収益	22,001	3,732	536	26,269	133	26,402	73	26,329
セグメント間の内部 経常収益	537	277	530	1,344	1,074	2,419	2,419	-
計	22,538	4,009	1,066	27,614	1,208	28,822	2,493	26,329
セグメント利益	5,534	148	596	6,280	69	6,349	465	5,883
セグメント資産	2,364,907	22,416	13,068	2,400,392	1,219	2,401,612	20,776	2,380,835
セグメント負債	2,231,987	21,274	10,310	2,263,572	360	2,263,932	20,480	2,243,452
その他の項目								
減価償却費	855	28	30	914	15	930	3	926
資金運用収益	16,308	4	65	16,378	0	16,378	458	15,920
資金調達費用	635	121	3	759	-	759	57	702
特別利益	-	-	-	-	-	-	-	-
特別損失	82	-	-	82	-	82	-	82
(固定資産処分損)	(25)	(-)	(-)	(25)	(-)	(25)	(-)	(25)
(減損損失)	(57)	(-)	(-)	(57)	(-)	(57)	(-)	(57)
税金費用	649	62	136	848	27	875	1	874
有形固定資産及び無 形固定資産の増加額	1,997	14	0	2,012	41	2,054	91	1,962

- (注) 1.一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。また、差異調整につきましては、経常収益と中間連結損益計算書の経常収益計上額との差異について記載しております。
 - 2.「その他」の区分は報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、事務代行業務、コンピュータシステムの開発・販売・保守管理業務を含んでおります。
 - 3.外部顧客に対する経常収益の調整額 73百万円は、貸倒引当金戻入益の調整であります。その他の調整額 は、主にセグメント間取引消去であります。
 - 4. セグメント利益は、中間連結損益計算書の経常利益と調整を行っております。

当中間連結会計期間(自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)

(単位:百万円)

	報告セグメント						 中間連結	
	銀行業	リース業	信用保証 ・クレジッ トカード業	計	その他	合計	調整額	財務諸表計上額
経常収益								
外部顧客に対する経 常収益	21,605	3,997	565	26,168	107	26,276	112	26,164
セグメント間の内部 経常収益	566	320	512	1,400	1,021	2,422	2,422	-
計	22,172	4,317	1,077	27,568	1,129	28,698	2,534	26,164
セグメント利益	5,230	227	668	6,126	93	6,219	494	5,725
セグメント資産	2,370,824	21,567	8,303	2,400,694	1,322	2,402,017	18,495	2,383,522
セグメント負債	2,252,558	20,192	5,055	2,277,806	342	2,278,149	18,098	2,260,051
その他の項目								
減価償却費	1,028	30	30	1,089	56	1,145	30	1,115
資金運用収益	16,068	4	55	16,128	0	16,128	542	15,585
資金調達費用	590	116	3	711	-	711	41	669
特別利益	-	-	-	-	-	-	-	-
特別損失	66	-	-	66	-	66	-	66
(固定資産処分損)	(10)	(-)	(-)	(10)	(-)	(10)	(-)	(10)
(減損損失)	(56)	(-)	(-)	(56)	(-)	(56)	(-)	(56)
税金費用	992	86	174	1,252	34	1,287	0	1,287
有形固定資産及び無 形固定資産の増加額	990	14	5	1,010	259	1,269	5	1,263

- (注) 1.一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。また、差異調整につきましては、経常収益と中間連結損益計算書の経常収益計上額との差異について記載しております。
 - 2.「その他」の区分は報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、事務代行業務、コンピュータシステムの開発・販売・保守管理業務を含んでおります。
 - 3.外部顧客に対する経常収益の調整額 112百万円は、貸倒引当金戻入益の調整であります。その他の調整額は、主にセグメント間取引消去であります。
 - 4. セグメント利益は、中間連結損益計算書の経常利益と調整を行っております。

【関連情報】

前中間連結会計期間(自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)

1.サービスごとの情報

(単位:百万円)

	貸出業務	有価証券 投資業務	リース業務	その他	合計
外部顧客に対する経常収益	14,049	3,730	3,732	4,816	26,329

(注)一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2.地域ごとの情報

(1) 経常収益

当行グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が中間連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当行グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が中間連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3.主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で中間連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載 を省略しております。

当中間連結会計期間(自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)

1.サービスごとの情報

(単位:百万円)

	貸出業務	有価証券 投資業務	リース業務	その他	合計
外部顧客に対する経常収益	13,744	3,623	3,997	4,799	26,164

(注)一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2.地域ごとの情報

(1) 経常収益

当行グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が中間連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当行グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が中間連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3.主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で中間連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】 記載すべき重要な事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】 該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】 該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1.1株当たり純資産額及び算定上の基礎

		前連結会計年度 (平成25年 3 月31日)	当中間連結会計期間 (平成25年9月30日)
1 株当たり純資産額	円	1,207.85	1,272.95
(算定上の基礎)			
純資産の部の合計額	百万円	181,741	123,471
純資産の部の合計額から控除する金額	百万円	120,543	58,976
うち少数株主持分	百万円	1,790	1,976
うち優先株式払込金額	百万円	117,025	57,000
うち優先配当額	百万円	1,727	-
普通株式に係る中間期末(期末)の純資産額	百万円	61,197	64,494
1株当たり純資産額の算定に用いられた中間 期末(期末)の普通株式の数	千株	50,666	50,665

2.1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎

		前中間連結会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)
(1) 1株当たり中間純利益金額	円	95.01	78.85
(算定上の基礎)			
中間純利益	百万円	4,813	4,196
普通株主に帰属しない金額	百万円	•	201
うち配当優先株式に係る消却差額	百万円	-	201
普通株式に係る中間純利益	百万円	4,813	3,994
普通株式の期中平均株式数	千株	50,667	50,666
(2)潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額	円	41.91	34.75
(算定上の基礎)			
中間純利益調整額	百万円	-	201
うち配当優先株式に係る消却差額	百万円	-	201
普通株式増加数	千株	64,196	70,076
うち優先株式	千株	64,196	70,076
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1 株当たり中間純利益金額の算定に含めなかった 潜在株式の概要		-	-

(重要な後発事象) 該当事項はありません。

2【その他】

3【中間財務諸表】 (1)【中間貸借対照表】

(単位:百万円)

	前事業年度 (平成25年 3 月31日)	当中間会計期間 (平成25年9月30日)
資産の部		
現金預け金	40,489	60,404
コールローン	80,000	50,000
買入金銭債権	8,507	1,560
商品有価証券	132	125
有価証券	1, 8, ¹² 541,496	1, 8, 12 511,360
貸出金	2, 3, 4, 5, 6, 7, 9 1,658,746	2, 3, 4, 5, 6, 7, 9 1,690,692
外国為替	⁶ 2,169	⁶ 2,609
その他資産	8,510	6,959
	⁸ 8,510	8 6,959
その他の資産		
有形固定資産	¹⁰ 20,263	¹⁰ 20,220
無形固定資産	2,392	2,337
繰延税金資産	17,256	16,957
支払承諾見返	18,908	17,266
貸倒引当金	10,001	9,669
資産の部合計	2,388,871	2,370,824
負債の部		
預金	⁸ 2,161,259	8 2,203,045
譲渡性預金	5,170	3,180
借用金	¹¹ 10,500	^{8, 11} 6,173
外国為替	24	12
その他負債	9,483	15,944
未払法人税等	760	367
リース債務	1,945	1,732
その他の負債	6,778	13,845
退職給付引当金	5,992	6,262
役員退職慰労引当金	86	99
睡眠預金払戻損失引当金	698	575
支払承諾	18,908	17,266
負債の部合計	2,212,123	2,252,558
純資産の部		
資本金	57,941	57,941
資本剰余金	64,792	4,566
資本準備金	32,792	2,792
その他資本剰余金	32,000	1,773
利益剰余金	45,803	48,246
利益準備金	3,291	3,636
その他利益剰余金	42,512	44,610
繰越利益剰余金	42,512	44,610
自己株式	64	65
株主資本合計	168,473	110,689
その他有価証券評価差額金	8,274	7,576

EDINET提出書類 株式会社千葉興業銀行(E03557)

四半期報告書

評価・換算差額等合計	8,274	7,576
純資産の部合計	176,747	118,266
負債及び純資産の部合計	2,388,871	2,370,824

(2)【中間損益計算書】

(単位:百万円)

	前中間会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)
経常収益	22,538	22,172
資金運用収益	16,308	16,068
(うち貸出金利息)	13,059	12,713
(うち有価証券利息配当金)	3,091	3,097
役務取引等収益	3,525	4,051
その他業務収益	1,267	1,098
その他経常収益	¹ 1,436	¹ 954
経常費用	17,003	16,942
資金調達費用	635	590
(うち預金利息)	575	538
役務取引等費用	1,862	1,916
その他業務費用	499	210
営業経費	² 12,740	² 12,916
その他経常費用	³ 1,266	³ 1,307
経常利益	5,534	5,230
特別損失	82	66
税引前中間純利益	5,452	5,163
法人税、住民税及び事業税	27	266
法人税等調整額	622	726
法人税等合計	649	992
中間純利益	4,802	4,171

(3)【中間株主資本等変動計算書】

前中間会計期間 当中間会計期間 (自 平成24年4月1日 (自 平成25年4月1日 至 平成24年9月30日) 至 平成25年9月30日) 株主資本 資本金 57,941 当期首残高 57,941 当中間期変動額 当中間期変動額合計 57,941 57,941 当中間期末残高 資本剰余金 資本準備金 当期首残高 32,792 32,792 当中間期変動額 準備金から剰余金への振替 30,000 当中間期変動額合計 30,000 当中間期末残高 32,792 2,792 その他資本剰余金 当期首残高 32,000 当中間期変動額 準備金から剰余金への振替 30,000 自己株式の消却 60,226 当中間期変動額合計 30,226 当中間期末残高 1,773 資本剰余金合計 当期首残高 32,792 64,792 当中間期変動額 準備金から剰余金への振替 60,226 自己株式の消却 当中間期変動額合計 60,226 当中間期末残高 32,792 4,566 利益剰余金 利益準備金 3,291 当期首残高 3,007 当中間期変動額 剰余金の配当 283 345 当中間期変動額合計 283 345 当中間期末残高 3,291 3,636 その他利益剰余金 繰越利益剰余金 当期首残高 35,950 42,512 当中間期変動額 剰余金の配当 1,703 2,073 中間純利益 4,802 4,171 当中間期変動額合計 3,099 2,098 当中間期末残高 39,049 44,610

		(羊位・日/川)
	前中間会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)
利益剰余金合計		
当期首残高	38,957	45,803
当中間期変動額		
剰余金の配当	1,419	1,727
中間純利益	4,802	4,171
当中間期変動額合計	3,383	2,443
当中間期末残高	42,341	48,246
自己株式		<u> </u>
当期首残高	64	64
当中間期変動額		
自己株式の取得	0	60,227
自己株式の消却	-	60,226
当中間期変動額合計	0	0
当中間期末残高	64	65
株主資本合計		
当期首残高	129,628	168,473
当中間期変動額	· ·	,
準備金から剰余金への振替	-	-
剰余金の配当	1,419	1,727
中間純利益	4,802	4,171
自己株式の取得	0	60,227
自己株式の消却		-
当中間期変動額合計	3,383	57,783
当中間期末残高	133,011	110,689
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	657	8,274
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	749	697
当中間期変動額合計	749	697
当中間期末残高	91	7,576
評価・換算差額等合計		
当期首残高	657	8,274
当中間期変動額		,
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	749	697
当中間期変動額合計	749	697
当中間期末残高	91	7,576

	前中間会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)
純資産合計		
当期首残高	130,285	176,747
当中間期変動額		
準備金から剰余金への振替	-	-
剰余金の配当	1,419	1,727
中間純利益	4,802	4,171
自己株式の取得	0	60,227
自己株式の消却	-	-
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純 額)	749	697
当中間期変動額合計	2,634	58,481
当中間期末残高	132,919	118,266

【注記事項】

【重要な会計方針】

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行っております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として中間決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

3.デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

- 4. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産(リース資産を除く)

有形固定資産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。)については定額法)を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物:14年~50年 その他:3年~20年

(2)無形固定資産(リース資産を除く)

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間 (主として5年)に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

5. 引当金の計上基準

(1)貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。)に係る債権 及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお 書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を 控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性 が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回 収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上してお ります。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき 計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は43,197百万円(前事業年度末は43,669百万円)であります。

(2) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の 見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、数理 計算上の差異の費用処理方法は次のとおりであります。

数理計算上の差異:各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年及び13年)による定額 法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理

なお、会計基準変更時差異(4,863百万円)については、15年による按分額を費用処理することとし、当中間会計期間においては同按分額に12分の6を乗じた額を計上しております。

(3)役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。

(4)睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将 来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

6.外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。

7.リース取引の処理方法

所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

8. ヘッジ会計の方法

為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に規定する繰延ヘッジによっております。

ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

9.消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税(以下、消費税等という。)の会計処理は、税抜方式によっております。 ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間会計期間の費用に計上しております。

(中間貸借対照表関係)

1.関係会社の株式の総額

前事業年度 (平成25年 3 月31日) 当中間会計期間 (平成25年9月30日)

株式 733百万円 733百万円

2.貸出金のうち破綻先債権額及び延滞債権額は次のとおりであります。

前事業年度 (平成25年3月31日) 当中間会計期間 (平成25年9月30日)

破綻先債権額

715百万円

964百万円

延滞債権額

41,577百万円

39,357百万円

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイから亦までに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

3.貸出金のうち3ヵ月以上延滞債権額は次のとおりであります。

前事業年度 (平成25年3月31日) 当中間会計期間 (平成25年9月30日)

3ヵ月以上延滞債権額

- 百万円

143百万円

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出 金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

4.貸出金のうち貸出条件緩和債権額は次のとおりであります。

前事業年度 (平成25年3月31日) 当中間会計期間 (平成25年9月30日)

貸出条件緩和債権額

7,911百万円

8,029百万円

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支 払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債 権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。

5.破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は次のとおりであります。

前事業年度 (平成25年3月31日) 当中間会計期間 (平成25年9月30日)

合計額

50,204百万円

48,495百万円

なお、上記2.から5.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

6.手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計 士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業 手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有してお りますが、その額面金額は次のとおりであります。

前事業年度 (平成25年3月31日) 当中間会計期間(平成25年9月30日)

10,613百万円

9,123百万円

7.ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、中間貸借対照表(貸借対照表)計上額は次のとおりであります。

前事業年度 (平成25年3月31日)

当中間会計期間(平成25年9月30日)

2,004百万円

2,003百万円

8.担保に供している資産は次のとおりであります。

前事業年度
(平成25年3月31日)当中間会計期間
(平成25年9月30日)担保に供している資産
有価証券49,225百万円49,173百万円担保資産に対応する債務
預金
借用金235 "
"
1,173 "

上記のほか、為替決済等の取引の担保として、次のものを差し入れております。

前事業年度 (平成25年3月31日) 当中間会計期間 (平成25年9月30日)

有価証券 18,448百万円 18,515百万円

その他の資産 55百万円 55百万円

また、その他の資産には、先物取引差入証拠金及び保証金が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

前事業年度 当中間会計期間 (平成25年3月31日) (平成25年9月30日) 3百万円 3百万円 3百万円 1,735百万円 1,702百万円

9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

前事業年度 (平成25年3月31日) 当中間会計期間 (平成25年9月30日)

融資未実行残高

先物取引差入証拠金

保証金

432.467百万円

423,709百万円

うち契約残存期間が1年以内のもの

388,432百万円

360,844百万円

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

10. 有形固定資産の減価償却累計額

前事業年度 (平成25年3月31日) 当中間会計期間 (平成25年9月30日)

減価償却累計額 21,421百万円 21,747百万円

11. 借用金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金が含まれております。

前事業年度 当中間会計期間 (平成25年3月31日) (平成25年9月30日)

劣後特約付借入金 10,500百万円 5,000百万円

12. 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の

· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		
前事業年度 (平成25年 3 月31日)		当中間会計期間 (平成25年9月30日)
31,681百万円		33,170百万円
(中間損益計算書関係) 1.その他経常収益には、次のものを含んで	おります。	
(<u>É</u>	前中間会計期間 自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)
貸倒引当金戻入益	475百万円	- 百万円
償却債権取立益	801百万円	761百万円
2 . 減価償却実施額は次のとおりであります	前中間会計期間	当中間会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)
有形固定資産	612百万円	702百万円
無形固定資産	243百万円	326百万円
3 . その他経常費用には、次のものを含んで	おります。	
(<u>E</u>	前中間会計期間 自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)
貸出金償却	876百万円	812百万円
貸倒引当金繰入額	- 百万円	338百万円
株式等償却	182百万円	- 百万円

(中間株主資本等変動計算書関係)

前中間会計期間(自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千株)

	当事業年度期首 株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計期間 末株式数	摘要
自己株式					
普通株式	54	0	-	54	(注)
合 計	54	0	-	54	

(注)単元未満株式の買取りによる増加であります。

当中間会計期間(自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千株)

	当事業年度期首 株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計期間 末株式数	摘要
自己株式					
普通株式	55	0	-	56	(注)1
第三回第三種優先株式	-	17,150	17,150	-	(注)2
合 計	55	17,150	17,150	56	

- (注)1.単元未満株式の買取りによる増加であります。
 - 2. 平成25年7月の自己株式17,150千株取得及び消却に伴うものであります。

(リース取引関係)

ファイナンス・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引

1.リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額前事業年度(平成25年3月31日)

(単位:百万円)

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	減損損失累計額相当額	年度末残高相当額
有形固定資産	58	52	-	6
無形固定資産	-	-	-	-
合 計	58	52	-	6

当中間会計期間(平成25年9月30日)

(単位:百万円)

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	減損損失累計額相当額	中間会計期間末残高 相当額
有形固定資産	25	23	-	1
無形固定資産	-	-	-	-
合 計	25	23	-	1

2. 未経過リース料期末残高相当額等

(単位:百万円)

	前事業年度 (平成25年 3 月31日)	当中間会計期間 (平成25年9月30日)
1 年内	6	2
1 年超	0	-
合 計	6	2
リース資産減損勘定の残高	-	-

3. 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失

(単位:百万円)

	前中間会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)
支払リース料	26	4
リース資産減損勘定の取崩額	-	-
減価償却費相当額	22	4
支払利息相当額	0	0
減損損失	1	-

4.減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法により償却しております。

5. 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各中間会計期間への配分方法については、利息法によっております。

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式

前事業年度(平成25年3月31日現在)

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
子会社株式	-	-	-
関連会社株式	-	-	-
合計	-	-	-

当中間会計期間(平成25年9月30日現在)

	中間貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
子会社株式	-	-	-
関連会社株式	-	-	-
合計	-	-	-

(注)時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式の中間貸借対照表(貸借対照表)計上額

(単位:百万円)

	前事業年度 (平成25年 3 月31日)	当中間会計期間 (平成25年 9 月30日)
子会社株式	733	733
関連会社株式	-	-
合計	733	733

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「子会社株式及び関連会社株式」には含めておりません。

(資産除去債務関係)

(1株当たり情報)

1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎

		前中間会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)
(1) 1株当たり中間純利益金額	円	94.79	78.36
(算定上の基礎)			
中間純利益	百万円	4,802	4,171
普通株主に帰属しない金額	百万円	-	201
うち配当優先株式に係る消却差額	百万円	-	201
普通株式に係る中間純利益	百万円	4,802	3,970
普通株式の期中平均株式数	千株	50,667	50,666
(2)潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額	円	41.81	34.55
(算定上の基礎)			
中間純利益調整額	百万円	-	201
うち配当優先株式に係る消却差額	百万円	-	201
普通株式増加数	千株	64,196	70,076
うち優先株式	千株	64,196	70,076
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1 株当たり中間純利益金額の算定に含めなかった 潜在株式の概要		-	-

(重要な後発事象) 該当事項はありません。

4【その他】

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

独立監査人の中間監査報告書

平成25年11月19日

株式会社 千 葉 興 業 銀 行

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 菅原 和信 印

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 加藤 信彦 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社千葉興業銀行の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間(平成25年4月1日から平成25年9月30日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書、中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について中間監査を行った。

中間連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間連結財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社千葉興業銀行及び連結子会社の平成25年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間(平成25年4月1日から平成25年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 1.上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行が別途保管しております。
- 2.中間連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成25年11月19日

株式会社 千 葉 興 業 銀 行

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 菅原 和信 印

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 加藤 信彦 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社千葉興業銀行の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第92期事業年度の中間会計期間(平成25年4月1日から平成25年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社千葉興業銀行の平成25年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(平成25年4月1日から平成25年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 1.上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行が別途保管しております。
- 2.中間財務諸表の範囲には XBRLデータ自体は含まれていません。